

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月30日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・
サービス・リミテッド
(Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャッキー・オコナー
(Jackie O'Connor)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、セント・スティーブンス・グリーン
47 49
(47-49 St Stephen's Green, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）
- ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
(GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND))
- GOLDMAN SACHS US\$ FUND)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド受益証券100億アメリカ
合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ド
ル」という。）（約1兆1,185億円）を上限とする。
（注）米ドルの円貨換算は、2019年4月26日現在の株式会社三菱U
F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.85
円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2019年6月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により追加訂正するため、また、投資リスクの参考情報等を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

() 半期報告書提出による訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	3 . 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加 または 更新
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 株式資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)(Goldman Sachs Unit Trust (Ireland))(以下「ファンド」という。)は、現在、ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(Goldman Sachs US\$ Fund)(以下「米ドル・ポートフォリオ」という。)の1つのポートフォリオから成る。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2019年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
外国投資法人 (ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	413,186,702	99.89
現金・預金・その他資産(負債控除後)		455,624	0.11
合計(純資産総額)		413,642,327 (44,938百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.64円)による。

[次へ](#)

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2019年7月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	数量 (口数)	取得原価(ドル)		時価(ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド	アイルランド	外国投資法人	413,186,702	1.00	413,186,702	1.00	413,186,702	99.89

() 投資不動産物件

該当事項なし(2019年7月末日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2019年7月末日現在)。

[次へ](#)

(2) 運用実績

純資産の推移

2019年7月末日以前1年間の各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2018年8月末日	474,929	51,596	0.01	1.0864
9月末日	468,146	50,859	0.01	1.0864
10月末日	470,314	51,095	0.01	1.0864
11月末日	459,784	49,951	0.01	1.0864
12月末日	454,841	49,414	0.01	1.0864
2019年1月末日	448,376	48,712	0.01	1.0864
2月末日	359,067	39,009	0.01	1.0864
3月末日	352,058	38,248	0.01	1.0864
4月末日	354,578	38,521	0.01	1.0864
5月末日	360,287	39,142	0.01	1.0864
6月末日	383,182	41,629	0.01	1.0864
7月末日	413,642	44,938	0.01	1.0864

分配の推移

期間	分配金(注)
直近の1年間 (2018年8月1日 - 2019年7月31日)	1口当たり0.000181米ドル(0.019664円)

(注) 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額である。

収益率の推移

期間	収益率(注)
直近の1年間 (2018年8月1日 - 2019年7月31日)	1.81%

(注) ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間中における合計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の期間末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

2 販売及び買戻しの実績

2019年7月31日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2019年7月31日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
直近の1年間 (2018年8月1日 - 2019年7月31日)	40,479,126,315 (40,479,126,315)	46,480,117,576 (46,480,117,576)	41,364,232,676 (41,364,232,676)

(注) () 内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄 (2019年7月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャー・リキッド・リザーブズ・ファンド
国名	アイルランド
種類	外国投資法人
投資比率(%)	99.89

実質的な上位10銘柄 (2019年7月末日現在)

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	Barclays Capital Inc	買戻条件付取引	2.53	2019年8月1日	12.28
2	MUFG SECURITIES (CANADA), LTD.	買戻条件付取引	2.53	2019年8月1日	11.66
3	Standard Chartered Bank	買戻条件付取引	2.50	2019年8月1日	6.91
	Wells Fargo Securities LLC	買戻条件付取引	2.50	2019年8月1日	6.91
5	HSBC Securities (USA) Inc	買戻条件付取引	2.53	2019年8月1日	6.14
	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION	買戻条件付取引	2.54	2019年8月1日	6.14
7	BNP PARIBAS, S.A. RP	買戻条件付取引	2.55	2019年8月16日	5.68
8	Societe Generale	買戻条件付取引	2.55	2019年8月1日	5.22
9	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年1月30日	5.08
10	The Bank of Nova Scotia (Toronto Branch)	買戻条件付取引	2.50	2019年8月1日	4.60

●上記は、US\$マスター・ファンドへの投資を通じた実質的な租入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移 (1口当たり、税引前)

会計年度	分配金(米ドル)
第11会計年度(2009年1月1日-2009年12月31日)	0.000013
第12会計年度(2010年1月1日-2010年12月31日)	0.000001
第13会計年度(2011年1月1日-2011年12月31日)	0.000001
第14会計年度(2012年1月1日-2012年12月31日)	0.000001
第15会計年度(2013年1月1日-2013年12月31日)	0.000001
第16会計年度(2014年1月1日-2014年12月31日)	0.000001
第17会計年度(2015年1月1日-2015年12月31日)	0.000001
第18会計年度(2016年1月1日-2016年12月31日)	0.000018
第19会計年度(2017年1月1日-2017年12月31日)	0.000073
第20会計年度(2018年1月1日-2018年12月31日)	0.000139
直近1年累計(2019年7月末日まで)	0.000181
設定来累計(2019年7月末日まで)	0.003188

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。
- 設定来累計は、四捨五入のため各会計年度の分配金の合計と一致しない場合があります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.64円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 財政状態計算書（未監査）
 2019年6月30日現在

	注記	2019年6月30日現在		2018年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c) , 6	382,924,047	41,600,868	454,352,163	49,360,819
未収収益	3 (b)	743,942	80,822	917,642	99,693
資産合計		<u>383,667,989</u>	<u>41,681,690</u>	<u>455,269,805</u>	<u>49,460,512</u>
負債					
未払分配金	10	59,611	6,476	97,552	10,598
未払管理会社報酬	7	8,988	976	3,902	424
未払投資顧問報酬	7	179,755	19,529	78,036	8,478
未払管理事務代行報酬	7	10,157	1,103	458	50
未払受託報酬	7	6,678	725	7,958	865
未払販売報酬	7	64,403	6,997	80,840	8,782
未払代行協会員報酬	7	17,974	1,953	23,402	2,542
未払名義書換事務代行報酬	7	43,888	4,768	52,226	5,674
未払監査報酬		8,039	873	17,107	1,859
未払弁護士報酬		28,125	3,056	17,309	1,880
未払印刷費		38,666	4,201	37,492	4,073
その他の負債		19,945	2,167	12,516	1,360
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		<u>486,229</u>	<u>52,824</u>	<u>428,798</u>	<u>46,585</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	8 , 9	<u>383,181,760</u>	<u>41,628,866</u>	<u>454,841,007</u>	<u>49,413,927</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)のサブ・ファンド
 包括利益計算書(未監査)
 2019年6月30日終了期間

	注記	2019年6月30日終了期間		2018年6月30日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当金および受取利息	3 (b)	4,564,203	495,855	4,647,585	504,914
投資純収益		<u>4,564,203</u>	<u>495,855</u>	<u>4,647,585</u>	<u>504,914</u>
費用					
管理会社報酬	7	18,637	2,025	24,793	2,694
投資顧問報酬	7	372,705	40,491	805,078	87,464
管理事務代行報酬	7	15,152	1,646	15,087	1,639
受託報酬	7	9,972	1,083	9,917	1,077
販売報酬	7	372,704	40,491	743,410	80,764
代行協会員報酬	7	37,267	4,049	49,556	5,384
名義書換事務代行報酬	7	50,181	5,452	45,567	4,950
監査報酬		8,561	930	9,000	978
弁護士報酬		49,283	5,354	29,079	3,159
印刷費		15,176	1,649	25,842	2,807
その他の費用		2,881	313	529	57
費用合計		<u>952,519</u>	<u>103,482</u>	<u>1,757,858</u>	<u>190,974</u>
投資顧問報酬/販売報酬放棄額	7	-	-	-	-
運用費用合計		<u>952,519</u>	<u>103,482</u>	<u>1,757,858</u>	<u>190,974</u>
運用利益		<u>3,611,684</u>	<u>392,373</u>	<u>2,889,727</u>	<u>313,940</u>
財務費用					
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(3,611,684)	(392,373)	(2,889,727)	(313,940)
財務費用合計		<u>(3,611,684)</u>	<u>(392,373)</u>	<u>(2,889,727)</u>	<u>(313,940)</u>
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		-	-	-	-

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に表示されているもの以外に、利益または損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)のサブ・ファンド
 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)
 2019年6月30日終了期間

	注記	2019年6月30日終了期間		2018年6月30日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		454,841,007	49,413,927	478,876,152	52,025,105
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	253,461,203	27,536,025	130,690,304	14,198,195
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(325,120,450)	(35,321,086)	(123,163,721)	(13,380,507)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		383,181,760	41,628,866	486,402,735	52,842,793

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 財務書類に対する注記（未監査）
 2019年6月30日終了期間

1. 組織

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）（以下「ファンド」という。）（旧ファンド名：ゴールドマン・サックス・MMF）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集団投資事業）（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき、ファンドを認可した。

ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド（以下「GSAMFSL」という。）を管理会社に任命している。管理会社が請け負い、権限を委任する機能については、重要な契約および関連当事者の注記を参照のこと。

ファンドは、信託証書に従って、BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド（以下「受託会社」という。）をファンドの受託会社に任命している。

2019年6月30日現在、ファンドは1つのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・米ドルファンド（以下「ポートフォリオ」という。）を保有しており、このポートフォリオはその資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の表に詳述されているマスター・サブ・ファンドに投資している。

ポートフォリオ	通貨	マスター・サブ・ファンド	ポートフォリオの運用開始日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド（以下「ポートフォリオ」という。）	米ドル	ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド-Xディストリビューション・クラス	1999年4月30日

マスター・サブ・ファンドは、アイルランド法に基づき組成された有限責任のオープン・エンド型投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであり、かつ、UCITSとしてアイルランド中央銀行により認可されている。マスター・サブ・ファンドの年次報告書および半期報告書、ならびに監査済財務書類および中間財務書類は、管理事務代行会社から入手することができる。

2. 投資目的

ポートフォリオは、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを投資目的としている。ポートフォリオは、UCITSのフィーダー・ファンドであるため、少なくとも90%をゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「マスター・サブ・ファンド」という。）に投資する予定である。ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるか、または現金等価物（譲渡性預金証書、定期預金および経済協力開発機構（OECD）加盟国の政府証券、要求払約束手形、変動利付要求払手形もしくは短期融資契約などの金融商品を含む）に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はポートフォリオの純資産価額の10%を超えないとの理解である。ポートフォリオの受益証券は請求により日々買戻される。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類の作成基準

ファンドは、財務報告基準第102号および第104号（以下「F R S 第102号」および「F R S 第104号」という。）「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を適用している。

本財務書類はファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。管理会社の取締役は、この通貨がファンドの対象となる取引、事象および状況による経済的影響を最も正確に示すものとみなしている。

本財務書類の作成は、F R S 第102号および第104号、1990年ユニット・トラスト法で構成されるアイルランド制定法、ならびにU C I T S 規則に従っている。本財務書類は継続企業の前提に基づき作成されている。

本財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記4を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な外観を提供する財務書類の作成において適用される会計基準であるF R S 第102号は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、F R S 第102号セクション3「財務諸表の表示」を適用しているため、管理会社は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの事業の性質をより適正に反映していると考えている。管理会社は、上記の点が変更された本財務書類は、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供していると考えている。

(b) 投資取引および関連投資収益ならびに運用費用

投資取引は取引日基準で計上される。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の期間にわたり計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、当該投資の期間にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（もしあれば）控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

企業は、F R S 第102号に基づき、すべての金融商品の会計処理について、以下のいずれかを適用することが要求されている。（a）F R S 第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての要件、（b）欧州連合において使用が選択された国際会計基準（以下「I A S」という。）第39号「金融商品：認識および測定」（以下「I A S 第39号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件、（c）国際財務報告基準（以下「I F R S」という。）第9号「金融商品」（以下「I F R S 第9号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件。ファンドは、I A S 第39号の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件を適用することを選択している。

分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産もしくは金融負債は、売買目的保有に分類された、または損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産もしくは金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集団投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定しない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定しない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識している。金融資産および金融負債の購入および売却は取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、またはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は I A S 第39号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は、取引価格で当初計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って算定される。

(1) 集団投資スキームに対する持分

UCITS 集団投資スキーム等のオープン・エンド型集団投資スキームへの投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、マスター・サブ・ファンドの評価方針に従いマスター・サブ・ファンドが提供する1口当り純資産価格に基づいている。

(2) すべての有価証券

第三者の値付機関もしくはディーラーから時価が入手できない、または取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。評価者は管理会社によって任命される。2019年6月30日終了期間における評価者はゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価はゴールドマン・サックス・コンシューマー・アンド・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ(以下「CIMDコントローラーズ」という。)によって実施された。

投資は、一般的に公正妥当と認められている会計原則に従い評価されており、公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に評価者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クロージング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣性項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益 / (損失) または未実現投資利益 / (損失) の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金宣言額は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供している。

F R S 第102号セクション22「負債および資本」に準拠して、かかる受益証券は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類されている。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 評価者が算定した評価額

2019年6月30日および2018年12月31日現在、公正価値を算定するために見積りおよび仮定が利用された資産はなかった。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランドの税金を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランドの税金を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、または受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡、受益証券の処分もしくは解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、その旨の関連宣言書をファンドに提出した者、および

(b) 一定のアイルランドの税金の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提出した者

以下は、課金事象に含まれない。

() アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済清算システムにおいて保有される受益証券に関する取引

() ファンドの受益者への支払いが行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換

() ファンドの適格な統合または再構築によって生じる、他のファンドとの受益証券の交換、または

() 配偶者や元配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が含まれる国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

F R S 第102号セクション34の修正に従って、ファンドは、測定を行うにあたり使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における無調整の公表価格。

レベル2 - 活発でない市場における公表価格、または重要なインプット(類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない)が直接的または間接的のいずれかに関わらず観測可能な金融商品。公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定が含まれることがある。

レベル3 - (公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定も含めた)重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、FRS第102号に従って公正価値で測定する金融商品の内訳を示している。

2019年6月30日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	382,924,047	-	-	382,924,047
合計	382,924,047	-	-	382,924,047

2018年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	454,352,163	-	-	454,352,163
合計	454,352,163	-	-	454,352,163

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

注記1に要約されているとおり、ファンドはザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全所有間接子会社であるGSAMFSLを管理会社に任命している。GSAMFSLは、日次で計上され、通常は毎月後払いで支払われる年間管理報酬を受領する資格を有している。当期において管理会社が稼得した金額は18,637米ドル（2018年6月30日：24,793米ドル）であった。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社はファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、日次で計上され、通常は毎月後払いで支払われる年間報酬を受領する資格を有している。

当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2019年6月30日	2018年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	0.20%	0.32%

2019年6月30日および2018年6月30日終了期間における投資顧問報酬は、以下のとおりであった。

	2019年6月30日		2018年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	372,705米ドル	ゼロ米ドル	805,078米ドル	ゼロ米ドル

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資に関して、マスター・サブ・ファンドが負担することとなっている年間の報酬および費用の総額は、0.05%を上限としている。米ドル・クラスに関して支払うべき投資運用報酬はない。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびにマスター・サブ・ファンドの通常の運用および管理費用のポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額は、現在、自主的に限度が設けられており、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額の年率0.70%を上限としている。

投資顧問会社は、ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るという自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実際もしくはおおよその利回りを反映する手法でポートフォリオの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、パフォーマンスの保証または元本の保護とは解釈されない。ファンドの英文目論見書は、ポートフォリオの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書および財政状態計算書における投資顧問報酬/販売報酬放棄額は、費用の上限を設けた結果として放棄した金額、および/またはプラスの正味利回りを維持するために結果として放棄した金額により構成されている。

管理会社の取締役の報酬

バーバラ・ヒーリー氏およびビクトリア・パリー氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。管理会社は、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対して年間報酬を支払う。

スティーブン・デービス氏、トム・フィッツジェラルド氏、マイケル・ホームズ氏、ヒューゴ・マクニール氏、ジャッキー・オコナー氏、シーラ・パテル氏およびグレン・ソープ氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドまたは管理会社から報酬を受け取っていない。

トム・フィッツジェラルド氏は2019年5月28日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

ビクトリア・パリー氏は2019年8月23日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

管理事務代行会社

管理会社は、BNYメロン・ファンド・サービス(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)をファンドの管理事務代行会社に任命している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むファンドの業務の管理事務に対する責任を負っている。管理事務代行会社は、その業務に対してファンドの資産から通常は毎月後払いで報酬を受領する。

2019年6月30日終了期間において、ファンドに関する管理事務代行報酬は、15,152米ドル(2018年6月30日:15,087米ドル)であった。

受託会社

ファンドは、信託証書に基づき、BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッドをポートフォリオの受託会社に任命している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保有されているポートフォリオの全資産の保護預りを行っている。受託会社は、その業務に対してファンドの資産から通常は毎月後払いで報酬を受領する。

2019年6月30日終了期間において、ファンドに関する受託報酬は、9,972米ドル(2018年6月30日:9,917米ドル)であった。

販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドの関連会社であるGSAMFSLを受益証券の販売会社に任命している。GSAMFSLは、日本における販売会社として直接業務を行う、または1社もしくは複数の日本における販売会社を任命することができる。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本における代行協会員に任命している。

ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対し、ファンドの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額に対する一定の年率で報酬を支払う。

当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2019年6月30日	2018年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド		
販売報酬	0.20%	0.30%
代行協会員報酬	0.01%	0.02%

2019年6月30日および2018年6月30日終了期間における販売会社報酬および代行協会員報酬は、以下のとおりであった。

ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド	2019年6月30日		2018年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
販売報酬	372,704米ドル	ゼロ米ドル	743,410米ドル	ゼロ米ドル
代行協会員報酬	37,267米ドル	ゼロ米ドル	49,556米ドル	ゼロ米ドル

G S Iからゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドへの販売会社の変更に関する詳細については、注記18を参照のこと。

名義書換事務代行会社

管理会社は、管理会社とR B Cインベスター・サービス（アイルランド）リミテッド（以下「名義書換事務代行会社」という。）との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、同社をファンドの登録・名義書換事務代行会社に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに対して日々提供するサービスには、申込および買戻し注文の受理および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録簿の維持が含まれる。名義書換事務代行会社は、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬を支払われる。当期において名義書換事務代行会社が稼得した金額は50,181米ドル（2018年6月30日：45,567米ドル）であった。

評価者

2019年6月30日終了期間および2018年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーを評価者の代理人に任命しており、評価はC I M Dコントローラーズによって実施された。注記4も併せて参照のこと。

8. 資本

ポートフォリオの最低当初申込額は10.00米ドルである。最低継続投資額は0.01米ドルである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ポートフォリオは必要に応じて買戻しに応じるための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。ポートフォリオの受益証券は請求により日々買戻される。

以下の表は、ポートフォリオの受益証券の変動を要約したものである。

	2018年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2019年6月30日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	45,484,100,740	25,346,120,277	(32,512,045,053)	38,318,175,964

	2017年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2018年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	47,887,615,232	23,247,506,828	(25,651,021,320)	45,484,100,740

9. 純資産価額（NAV）

以下の表は、ポートフォリオの純資産価額および受益証券1口当り純資産価格を要約したものである。

	2019年6月30日現在		2018年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	383,181,760米ドル	0.01米ドル	454,841,007米ドル	0.01米ドル

	2017年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド		
米ドル受益証券（分配型）	478,876,152米ドル	0.01米ドル

10. 分配金

ファンドは、ポートフォリオの投資純収益があれば、実質的にすべてを配当金として宣言し、ポートフォリオの受益者に少なくとも年1回支払う予定である。ポートフォリオの投資に係るキャピタル・ゲインおよび実現為替差益の純額はポートフォリオが留保する見込みだが、ポートフォリオは、その受益者に、投資ポートフォリオのキャピタル・ゲイン（もしあれば）および当該受益証券に帰属する資本を分配することもできる。

ポートフォリオが分配した配当金は、現金で支払われるか、または当該配当金の宣言日現在の受益証券の純資産価格でポートフォリオの受益証券に再投資される。

以下の表は、ポートフォリオが宣言した配当金を要約したものである。

	2019年6月30日	2018年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	3,611,684米ドル	2,889,727米ドル

11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ポートフォリオは、ポートフォリオの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・サブ・ファンドに投資している。

マスター・サブ・ファンドを通じたポートフォリオの投資活動により、ポートフォリオは、金融投資ならびにポートフォリオおよびマスター・サブ・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。

ポートフォリオの投資ポートフォリオは、期末日現在、集団投資スキームから構成されている。管理会社の取締役は、ポートフォリオの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。マスター・サブ・ファンドを通じてポートフォリオがさらされる金融リスクのうちで主要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・サブ・ファンドの資産配分は、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・サブ・ファンドの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・サブ・ファンドのリスク管理方針に従ってモニターされる。

ポートフォリオに関連して採用されているリスク管理方針の概要は、以下のとおりである。

(a) 市場リスク

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- () 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- () 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- () その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・サブ・ファンドの市場リスク戦略はマスター・サブ・ファンドの投資リスクとリターンの目標によって決定される。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理されている。マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社が選択した市場リスクについて独立してモニタリング、分析および報告を行う責任を負っている。IMD MRAは、感応度を含め、市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、半年に1回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のポートフォリオの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表において開示されている。

・ 通貨リスク

ポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、当該ポートフォリオの機能通貨建て資産にのみ投資しているため、通貨リスクに対するエクスポージャーを有していない。

・ 金利リスク

ポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現在の金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・サブ・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ポートフォリオの唯一の投資先は、マスター・サブ・ファンドであった。マスター・サブ・ファンドは、満期日までの加重平均最長期間が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・サブ・ファンドに対する投資の性質上、マスター・サブ・ファンドのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・サブ・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現在のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

・その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券もしくはその発行体に固有の要因、または市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

ポートフォリオの集団投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用される集団投資スキームの評価方針に従い集団投資スキームが提供する1口当り純資産価格に基づいている。集団投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供会社により評価されると予想されるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況が発生する可能性がある。そのような場合、関連する集団投資スキームの管理会社は、かかる有価証券または金融商品の評価を要求される可能性がある。

ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・サブ・ファンドの投資顧問会社によって管理される。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ポートフォリオが現金またはその他の金融資産の受渡しによって決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下するおそれがあるのは、担保付および/もしくは無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、または予測できない現金もしくは担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、またはポートフォリオもしくは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ポートフォリオの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資は、ポートフォリオにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これには、ポートフォリオが受益者に申し出る買戻日より買戻しの頻度が低くなるが含まれる。

ポートフォリオは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ポートフォリオの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の買戻し資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した基礎となる投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに応じるために流動性の高い資産をさらに売却した場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポートフォリオの英文目論見書は、受益証券を日々発行し、日々買戻しを行うことを規定している。ポートフォリオは、そのため、受益者の買戻しに応じるための流動性リスクを負っている。

2019年6月30日現在、ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資は、マスター・サブ・ファンドの純資産の1.19%（2018年12月31日現在：1.27%）を占めている。

以下の表は、ポートフォリオの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド

2019年6月30日現在		2018年12月31日現在	
受益者 1 ¹	36.30%	受益者 1 ¹	36.71%
受益者 2 ¹	25.18%	受益者 2 ¹	24.59%
受益者 3 ¹	13.91%	受益者 3 ¹	19.10%
その他の受益者 ¹	24.60%	その他の受益者 ¹	19.60%
合計	100.00%	合計	100.00%

1 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2019年6月30日の受益者1は2018年12月31日の受益者1と同一ではない可能性がある。

2019年6月30日および2018年12月31日現在、すべての金融負債は期末から3ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

(c) 信用リスク

信用リスクおよび相手方リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための手続が実施されている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の両方を評価する。承認された相手方の信用リスクはその後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

ポートフォリオ、およびポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算または債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

- () 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
- () 受託会社がファンドと合意している手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
- () 信託に保管されている有価証券のうち適切に分離されていないために受託会社側で識別がなされていない有価証券（以下、「信託資産」という。）、または受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の一部もしくはすべての損失
- () 受託会社による不適切な口座管理に起因する、またはインソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む、関連する信託資産および/もしくは顧客資金の識別および譲渡の過程に起因する資産の一部もしくはすべての損失
- () 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配の回復が長期的に遅延することに起因する損失

インソルベンシーは、ポートフォリオの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役が純資産価額の計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2019年6月30日および2018年12月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集団投資スキームへの投資およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

報告日現在における信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	2019年6月30日現在	2018年12月31日現在
資産	米ドル	米ドル
集団投資スキーム	382,924,047	454,352,163
未収収益	743,942	917,642
資産合計	383,667,989	455,269,805

以下の表は、2019年6月30日および2018年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体を示している。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド		2019年6月30日現在	2018年12月31日現在
名称	関係	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス ¹	集団投資スキームの 相手方	99.93%	99.89%

1 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)ファンドの関係ファンド

(d) 追加的リスク

() 集中リスク

ポートフォリオは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が限られることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社(副保管会社を含む)は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社によって定期的に行われる。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する特定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 現金および当座借越

2019年6月30日および2018年12月31日現在、現金および当座借越は発生していなかった。

13. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第102号セクション7「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

14. ポートフォリオ変動計算書

「ポートフォリオの重大な変動」は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。「ポートフォリオの重大な変動」は、24ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている。

15. ソフト・コミッション

ポートフォリオは、2019年6月30日および2018年6月30日終了期間において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結していない他、調査および/または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

16. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2019年6月28日付で発行された。

17. 偶発債務

2019年6月30日および2018年12月31日現在、偶発債務はなかった。

18．当期中の重要な事象

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッドは、2019年2月28日に管理会社としての業務を終了した。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド（以下「GSAMFSL」という。）は、2019年2月28日以降、管理会社を務めている。ファンドはまた、2019年2月28日にゴールドマン・サックス・インターナショナルの販売会社としての任命を終了した。GSAMFSLは、2019年2月28日から、ファンドの販売会社を務めている。

19．後発事象

ビクトリア・パリー氏は2019年8月23日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

20．補償

管理会社は、ファンドに代わり、さまざまな補償を含む契約を締結することがある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドには過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

21．関連当事者取引

アイルランド中央銀行のUCITS規則第2部10章41(1)条に従い、ファンドがプロモーター、管理会社、受託会社、投資顧問会社および/またはこれらの企業の関係会社もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）と行う取引は、独立企業間取引として交渉されたように実施しなければならない。かかる取引は、受益者の利益を最優先にしなければならない。

管理会社の取締役会は、（ ）上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されていることを確かめるための取決めが整備されている（文書化された手続による証拠がある）こと、および（ ）期中に実施された関連当事者との取引がこれらの義務を遵守していたことを確認している。

22．財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2019年8月23日に本未監査中間財務書類を承認した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)のサブ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)
 2019年6月30日現在

保有高	銘柄	利回り(a)	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	公認の取引所への上場が認められている または規制市場で取引されている譲渡性 のある有価証券			
	UCITS 集団投資スキーム			
382,924,047	ゴールドマン・サックスUS\$トレジャ リー・リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス(b) (c)(d)(e)	2.48%	382,924,047	99.93
	UCITS 集団投資スキーム合計		382,924,047	99.93
	投資有価証券 - 買建合計		382,924,047	99.93
	投資合計			
	UCITS 集団投資スキーム		382,924,047	99.93
	その他の資産および負債		257,713	0.07
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産		383,181,760	100.00

(a) ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2019年6月30日現在の実効利
回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)の関係ファンド。

(c) ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの投資顧問報酬が発生
しない証券クラスに投資されている。

(d) 資産合計の99.81%に相当する。

(e) ポートフォリオはアイルランド籍である。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

(参考情報：以下はファンドのマスター・サブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋である。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書(未監査)

2019年6月30日現在

	ゴールドマン・サックス US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ ファンド 2019年6月30日	
	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	32,146,430,103	3,492,388,166
現金	-	-
ブローカーに対する債権	-	-
投資証券販売未収金	1,244,410	135,193
未収収益	25,630,106	2,784,455
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	1,537,404	167,024
その他の資産	167,503	18,198
資産合計	32,175,009,526	3,495,493,035
負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
銀行当座借越	1,053,731	114,477
ブローカーに対する債務	-	-
未払収益	3,288,848	357,300
前受申込金	-	-
投資証券買戻未払金	-	-
未払配当金	57,866,795	6,286,649
投資購入未払金	-	-
未払投資運用報酬	14,728,139	1,600,065
未払管理会社報酬	769,221	83,568
未払管理事務代行報酬	352,118	38,254
未払受託報酬	506,491	55,025
未払販売報酬	53,676	5,831
未払名義書換事務代行報酬	-	-
未払監査報酬	1,913	208
未払取締役報酬	7,884	857
未払弁護士報酬	13,639	1,482
未払保険料	99,577	10,818
未払印刷費	31,131	3,382
その他の負債	181,092	19,674
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	78,954,255	8,577,590
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	32,096,055,271	3,486,915,445

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2018年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・
ファンド
2018年12月31日

	米ドル	千円
資産		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	37,156,101,918	4,036,638,912
現金	191,381	20,792
ブローカーに対する債権	-	-
投資証券販売未収金	41,530	4,512
未収収益	26,313,421	2,858,690
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	635,852	69,079
その他の資産	5,186	563
資産合計	37,183,289,288	4,039,592,548
負債		
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
銀行当座借越	-	-
ブローカーに対する債務	-	-
未払収益	1,152,464	125,204
前受申込金	-	-
未払配当金	61,623,435	6,694,770
投資購入未払金	1,270,994,785	138,080,873
未払投資運用報酬	5,577,152	605,902
未払管理会社報酬	288,955	31,392
未払管理事務代行報酬	185,487	20,151
未払受託報酬	263,082	28,581
未払販売報酬	150,786	16,381
未払名義書換事務代行報酬	97,750	10,620
未払監査報酬	16,250	1,765
未払取締役報酬	15,672	1,703
未払弁護士報酬	16,566	1,800
未払保険料	44,942	4,882
未払印刷費	22,021	2,392
その他の負債	273,934	29,760
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	1,340,723,281	145,656,177
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	35,842,566,007	3,893,936,371

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書（未監査）

2019年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ ンド 2019年6月30日	
	米ドル	千円
収益		
受取利息	142,902,611	15,524,940
レボ取引受取利息	257,682,186	27,994,593
正味実現利益 / (損失)	-	-
未実現投資利益の純変動額	-	-
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	400,584,797	43,519,532
マイナスの利回りに係る費用	3,978,399	432,213
費用		
投資運用報酬	30,782,923	3,344,257
管理会社報酬	1,606,398	174,519
管理事務代行報酬	537,056	58,346
受託報酬	808,543	87,840
販売報酬	1,096,923	119,170
名義書換事務代行報酬	96,480	10,482
監査報酬	9,149	994
取締役報酬	8,118	882
弁護士報酬	9,111	990
保険料	54,635	5,936
印刷費	11,889	1,292
その他の費用	161,835	17,582
費用合計	35,183,060	3,822,288
控除：投資運用報酬放棄額 / 払戻額	(3,177,282)	(345,180)
運用費用合計	32,005,778	3,477,108
運用による純利益	364,600,620	39,610,211
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(361,732,591)	(39,298,629)
財務費用合計	(361,732,591)	(39,298,629)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	2,868,029	311,583

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書（未監査）

2018年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンズ 2018年6月30日	
	米ドル	千円
収益		
受取利息	154,239,716	16,756,603
レボ取引受取利息	85,642,968	9,304,252
正味実現（損失）／利益	-	-
未実現投資（損失）／利益の純変動額	-	-
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	239,882,684	26,060,855
マイナスの利回りに係る費用	14,526,087	1,578,114
費用		
投資運用報酬	26,516,325	2,880,734
管理会社報酬	1,375,902	149,478
管理事務代行報酬	476,764	51,796
受託報酬	704,601	76,548
販売報酬	1,245,622	135,324
名義書換事務代行報酬	89,786	9,754
監査報酬	8,430	916
取締役報酬	5,391	586
弁護士報酬	7,791	846
保険料	47,713	5,184
印刷費	16,017	1,740
その他の費用	133,169	14,467
費用合計	30,627,511	3,327,373
控除：投資運用報酬放棄額／払戻額	(2,761,639)	(300,024)
運用費用合計	27,865,872	3,027,348
運用による純利益	197,490,725	21,455,392
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(196,822,286)	(21,382,773)
財務費用合計	(196,822,286)	(21,382,773)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	668,439	72,619

利益および損失は継続的な投資活動からのみ発生した。運用を停止したファンドの損益は、停止日までの投資活動からのみ発生した。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書（未監査）

2019年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファン ド 2019年6月30日	
	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	35,842,566,007	3,893,936,371
買戻可能参加受益証券発行受取額	147,514,182,747	16,025,940,814
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(151,263,561,512)	(16,433,273,323)
NAV安定化メカニズムに起因する受益証券の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	2,868,029	311,583
為替換算調整額	-	-
	(3,746,510,736)	(407,020,926)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	32,096,055,271	3,486,915,445

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)

2018年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファン ド 2018年6月30日	
	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,299,989,207	3,183,150,827
買戻可能参加受益証券発行受取額	166,962,715,423	18,138,829,404
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(167,101,390,331)	(18,153,895,046)
NAV安定化メカニズムに起因する受益証券の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	668,439	72,619
為替換算調整額	-	-
	(138,006,469)	(14,993,023)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	29,161,982,738	3,168,157,805

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
ゴールドマン・サックスUS \$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表
2019年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値(c) 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
政府発行債					
900,000,000	United States Treasury Bill	2.132%	23/07/2019	898,827,400	2.80
1,014,400,000	United States Treasury Bill	2.380%	07/11/2019	1,005,748,859	3.13
7,700,000	United States Treasury Bill	2.340%	21/11/2019	7,628,428	0.02
53,000,000	United States Treasury Bill	2.120%	29/11/2019	52,528,704	0.16
526,500,000	United States Treasury Bill	2.255%	05/12/2019	521,322,237	1.63
232,200,000	United States Treasury Bill	2.130%	19/12/2019	229,850,716	0.72
229,300,000	United States Treasury Bill	2.034%	26/12/2019	226,994,188	0.71
1,805,700,000	United States Treasury Floating Rate Note	2.075%	31/07/2019	1,805,821,483	5.63
722,900,000	United States Treasury Floating Rate Note	2.058%	31/10/2019	723,111,890	2.25
182,200,000	United States Treasury Floating Rate Note	2.136%	31/01/2020	182,156,704	0.57
1,232,000,000	United States Treasury Floating Rate Note	2.151%	30/04/2020	1,231,772,508	3.84
100,000,000	United States Treasury Note/Bond	2.142%	31/07/2019	99,936,080	0.31
41,400,000	United States Treasury Note/Bond	2.413%	15/02/2020	41,719,210	0.13
20,700,000	United States Treasury Note/Bond	2.327%	29/02/2020	20,566,921	0.06
48,300,000	United States Treasury Note/Bond	2.300%	31/03/2020	47,959,888	0.15
41,400,000	United States Treasury Note/Bond	2.338%	31/03/2020	41,372,229	0.13
50,200,000	United States Treasury Note/Bond	2.274%	15/04/2020	49,887,926	0.16
54,900,000	United States Treasury Note/Bond	2.295%	30/04/2020	54,937,212	0.17
150,000,000	United States Treasury Note/Bond	2.306%	15/05/2020	151,587,520	0.47
政府発行債合計				7,393,730,103	23.04
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				7,393,730,103	23.04

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2019年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値(c) 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券					
三者間レポ取引					
1,500,000,000	Bank of Nova Scotia Repo ^(d)	2.480%	01/07/2019	1,500,000,000	4.67
1,000,000,000	Bank of Nova Scotia Repo ^(d)	2.480%	01/07/2019	1,000,000,000	3.12
500,000,000	Barclays Capital Inc Repo ^(d)	2.400%	01/07/2019	500,000,000	1.56
1,500,000,000	Barclays Capital Inc Repo ^(d)	2.400%	01/07/2019	1,500,000,000	4.67
400,000,000	Barclays Capital Inc Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	400,000,000	1.25
236,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	2.490%	01/07/2019	236,000,000	0.73
100,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	2.490%	01/07/2019	100,000,000	0.31
400,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	400,000,000	1.25
1,000,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	1,000,000,000	3.12
900,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	900,000,000	2.80
1,850,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	2.510%	05/07/2019	1,850,000,000	5.76
82,700,000	BofA Securities Repo ^(d)	2.480%	01/07/2019	82,700,000	0.26
40,100,000	BofA Securities Repo ^(d)	2.480%	01/07/2019	40,100,000	0.12
450,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	450,000,000	1.40
300,000,000	Citigroup Global Markets Inc Repo ^(d)	2.350%	01/07/2019	300,000,000	0.93
243,900,000	Citigroup Global Markets Inc Repo ^(d)	2.490%	01/07/2019	243,900,000	0.76
250,000,000	Credit Agricole Corporate and Investment Bank Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	250,000,000	0.78
1,000,000,000	Deutsche Bank Securities Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	1,000,000,000	3.12
2,000,000,000	HSBC Securities (USA) Inc Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	2,000,000,000	6.23
3,800,000,000	MUFG Securities (Canada) Ltd Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	3,800,000,000	11.84
1,300,000,000	Nomura Securities Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	1,300,000,000	4.05
1,000,000,000	Societe Generale Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	1,000,000,000	3.12
1,000,000,000	Standard Chartered Bank Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	1,000,000,000	3.12
2,000,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	2,000,000,000	6.23
1,900,000,000	Wells Fargo Securities LLC Repo ^(d)	2.500%	01/07/2019	1,900,000,000	5.92
三者間レポ取引合計				24,752,700,000	77.12
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計				24,752,700,000	77.12
投資有価証券合計				32,146,430,103	100.16

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2019年6月30日現在

投資合計	公正価値 ^(c) 米ドル		公正価値 米ドル	
	2019年6月30日現在	2019年6月30日現在	2018年12月31日現在	2018年12月31日現在
政府発行債合計	7,393,730,103	23.04	17,020,502,187	47.48
三者間レボ取引合計	24,752,700,000	77.12	20,135,599,731	56.18
その他の資産および負債	(50,374,832)	(0.16)	(1,313,535,911)	(3.66)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	32,096,055,271	100.00	35,842,566,007	100.00

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付証券については現行の金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表しており、1年を360日として計算されている。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、または各有価証券の法定償還日のいずれかを表している。
- (c) 満期までの残存日数が75日以内または時価評価額との乖離が10bps未満の有価証券は、償却原価で評価される。
- (d) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授權資本金は、一株当たり1ユーロの普通株式1,000億株に分割される1,000億ユーロおよび一株当たり1米ドルの普通株式1,000億株に分割される1,000億米ドルである。2019年7月末日現在、払込済資本金は2,500万米ドル(約27.16億円)および2ユーロ(約242円)であり、発行済口数は25,000,002口である。

(注)ユーロの円貨換算は、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=121.19円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド(以下「管理会社」という。)は2018年3月20日に設立され、アイルランド中央銀行により、2011年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改正済)(UCITS規則)に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)の指定された管理会社としての業務、また、米ドル・ポートフォリオに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者(オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される)としての業務を行う。

管理会社はファンドおよび米ドル・ポートフォリオの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細はファンドの英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「投資顧問会社」という。)に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シー(以下「評価会社」という。)のグループに、一定の管理事務業務をBNYメロン・ファンド・サービス(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)に、一定の登録および名義書換事務業務をRBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド(登録・名義書換事務代行会社)に、一定の販売業務を副販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、米ドル・ポートフォリオの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託先、従業員および臨時従業員(それぞれを「管理会社被補償者」という。)は、ファンドの信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく管理会社の職務の遂行および/または管理会社の権限の行使(投資顧問会社または他の委託先に対する管理会社の職務および権限の一部もしくは全部の委託を含むがこれに限定されない。)からまたはこれに関連して生じる関連ある管理会社被補償者が直接的または間接的に被るまたは負担する訴訟行為、費用、手数料、損失、損害および経費(弁護士の報酬および経費を含む。)を含むがこれらに限定することなく、関連ある管理会社被補償者が負担または被るすべての要求、訴訟行為、係争、損失、損害、負債、費用および経費についてファンドから補償され、免責される。ただし、管理会社または関連する管理会社被補償者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

故意による懈怠、詐欺行為または過失が存在しない場合、管理会社は、受託会社（BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド）、ファンド、投資顧問会社またはファンドの受益者に対して、信託証書に基づく管理会社の行為の結果、生じる損失に責任を負わない。

管理会社は、直接的に日本における販売会社として行為するか、一もしくは複数の日本における販売会社を任命することができる。受益証券の販売は、管理会社および日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は、管理会社の関係会社である場合もない場合もあり、管理会社によってその裁量により随時任命される。

2019年7月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2019年7月末日現在の数値（推定値を含む。）である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	821,153,479米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	3	1,048,202,221米ドル
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	667,389,851米ドル
	ヘッジ・ファンド戦略	9	1,077,629,405米ドル
	投資信託	1	687,888,216オーストラリア・ドル
		2	9,886,137,831ユーロ
		3	15,638,693,742英ポンド
		2	1,047,934,901円
10	94,167,039,699米ドル		
ルクセンブルグ	プライベート・エクイティ	12	2,814,078,045米ドル
	投資信託	8	6,494,477,151ユーロ
		1	36,558,870英ポンド
		2	1,337,717,688円
		1	1,650,971,621ノルウェー・クローネ
		66	51,209,749,414米ドル

（3）その他

本書提出日前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

a．管理会社の第1事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書きの規定を適用して、アイルランドにおける法令に準拠して管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

上記原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2019年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.64円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

c．管理会社は2019年2月28日付でゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（以下「旧管理会社」という。）からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドに変更された。

旧管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書きの規定を適用して、英国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して旧管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。旧管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピー（PricewaterhouseCoopers LLP）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

d．旧管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2019年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.64円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド

貸借対照表

2018年12月31日現在

	注	2018年12月31日現在	
		千米ドル	千円
流動資産			
債権：グループ会社に対する債権	7	25,000	2,716,000
純流動資産および純資産		25,000	2,716,000
資本金および準備金			
払込資本金	8	25,000	2,716,000
株主持分合計		25,000	2,716,000

当社は、当期において、その実施した業務に関していかなる収益も稼得しておらず、いかなる費用も発生していないため、損益計算書または別個の包括利益計算書を掲載していない。

本財務書類は、2019年4月12日に取締役会で承認され、取締役会を代表して以下の取締役により署名された。

(署名)
グレン・ソープ
取締役

(署名)
ジャクリーン・オコナー
取締役

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド

株主資本等変動計算書

2018年12月31日に終了した41週間

	払込資本金		株主持分合計	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円
2018年3月20日現在残高	-	-	-	-
株式発行	25,000	2,716,000	25,000	2,716,000
2018年12月31日現在残高	25,000	2,716,000	25,000	2,716,000

2018年度に支払われた配当金はなかった。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド

財務書類に対する注記 - 2018年12月31日

1. 基本情報

当社は非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立され、本拠地としている。その登記上の所在地は、アイルランド、2 ダブリン、セント・ステーブンス・グリーン47-49である。

直接の親会社は、米国において設立され、本拠地としているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・エルエルシーである。

最終の親会社および連結財務書類が作成されている最小単位かつ最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国において設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。その連結財務書類の写しは、アメリカ合衆国、10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200のインベスター・リレーションズ、またはwww.goldmansachs.com/shareholders から入手することができる。

2. 会計方針

a. 作成基準

当社は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計慣行(以下「アイルランドG A A P」という。)に基づき財務書類を作成している。

本財務書類は、継続企業的前提および取得原価主義に基づき、また、財務報告基準第101号「簡易化された開示のフレームワーク」(以下「F R S 第101号」という。)および2014年会社法を含むアイルランドの法律に準拠して作成されている。

F R S 第101号に準拠した本財務書類の作成において、E Uが採用した国際財務報告基準(以下「I F R S」という。)の開示要件から以下の例外事項が適用されている。

- () I F R S 第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および46項から52項。これらの項目はグループ・インクの連結財務書類において開示されている。
- () I F R S 第7号「金融商品：開示」。
- () I F R S 第13号「公正価値測定」第91項 - 99項。
- () I F R S 第15号「顧客との契約から生じる収益」第110項第2文、ならびに113(a)項、114項、115項、118項、119(a)項から(c)項、120項から127項、および129項。
- () I A S 第1号「財務諸表の表示」第79(a)()項に関する比較情報を表示するI A S 第1号「財務諸表の表示」第38項
- () I A S 第1号「財務諸表の表示」第10(f)項、16項および40A - D項
- () I A S 第7号「キャッシュ・フロー計算書」
- () I A S 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」第30項および31項
- () I A S 第24号「関連当事者についての開示」第17項
- () I A S 第24号「関連当事者についての開示」G S グループ内で完全所有されている会社との取引の開示要件

b. 配当金

最終配当金は、負債として認識され、配当金が当社の株主によって承認された期間において株主持分から減額される。期中配当金は、支払時に認識され、株主持分から減額される。

c. 外貨

当社の財務書類は、当社の機能通貨でもある米ドルで表示されている。

外貨建て取引は、取引発生日における為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。為替差損益は損益計算書に認識される。

d. 金融資産

()認識および認識の中止

金融資産は、金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識される。

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社が当該金融資産を譲渡し、a)当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しているか、またはb)当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしておらず、当社が支配を保持していない場合に、認識が中止される。

()分類および測定

当社は、金融資産の管理に関する当社の事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づき、金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類している。事業モデルは、当社が将来キャッシュ・フローを生み出すために特定の資産グループをどのように管理しているのかを反映している。契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有する事業モデルの場合、当社はその後、当該キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表しているかどうかを評価する。

契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有され、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表す金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されていない限り、償却原価で測定する。当社は、キャッシュ・フローが基本的な融資の取決めを表しているかどうかを検討し、契約条件によって、基本的な融資の取決めと整合しないリスクまたはボラティリティに対するエクスポージャーがもたらさせる場合、当該金融資産は、純損益を通じて公正価値で分類および測定される。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定される。実効金利法とは、金融商品の償却原価を算定し、関連期間にわたって受取利息を配分する方法である。実効金利とは、金融資産の予想残存期間または適切な場合にはよりも短い期間を通じて、将来の現金の受取の見積りを当該金融資産の正味帳簿価額まで正確に割り引く率である。実効金利を計算する際に、当社は当該金融資産のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積っているが、将来の信用損失は考慮していない。すべての金融収益は損益計算書に認識される。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成において、経営者は、財務書類に認識される金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。見積りの性質により、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。経営者は、本財務書類に認識されている金額に重大な影響を及ぼす判断はなかったと考えている。

4. 監査人報酬

当期の監査人報酬2,000ユーロ(費用を含み、VATを除く)は、当社の財務書類監査に関連しており、グループ会社が負担している。法定監査人が、他の保証業務、税務助言業務およびその他の非監査業務を含む他の業務に対して受領した報酬はなかった。

5．人件費

2018年12月31日に終了した期間において、当社の業務に参与している全従業員は、グループ会社によって雇用されており、当社が負担した費用はなかった。

6．取締役報酬

当期において当社から報酬を受領した取締役はならず、確定給付または確定拠出の年金制度に基づき当社が行った拠出はなかった。

7．債権：グループ会社に対する債権

債権は、すべて貸借対照表日から1年以内に期限が到来し、グループ会社に対する債権で構成されている。当社は、IFRS第9号「金融商品」の主要要件に準拠した減損モデルを開発し、テストを行った。このモデルにより算出した結果には重要性がなかったため、当社は信用損失を計上していない。

8．資本金

2018年12月31日現在

	株式数	千米ドル
<u>授権済</u>		
額面1米ドルの普通株式	100,000,000,000	100,000,000
額面1ユーロの普通株式	100,000,000,000	114,496,000
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>		
額面1米ドルの普通株式	25,000,000	25,000
額面1ユーロの普通株式	2	-
		25,000

2018年12月19日、当社は、直接の親会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・エルエルシーに対して、1米ドルの普通株式25,000,000株を額面で発行した。

9．財務コミットメントおよび偶発債務

当社には、期末現在において、財務コミットメントまたは偶発債務はなかった。

（２）損益の状況

損益計算書については、「（１）資産及び負債の状況」の項目の記載を参照のこと。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

BALANCE SHEET

as at 31 December 2018

	Note	31 December 2018 US\$'000
CURRENT ASSETS		
Debtors: Amounts due from group undertakings	7	25,000
NET CURRENT ASSETS AND NET ASSETS		25,000
CAPITAL AND RESERVES		
Called up share capital	8	25,000
TOTAL SHAREHOLDER'S FUNDS		25,000

The company earned no income, nor incurred any expenses, in respect of the functions it performed for the period and therefore no profit and loss account or separate statement of other comprehensive income has been presented.

The financial statements were approved by the Board of Directors on 12 April 2019 and signed on its behalf by:



Glenn Thorpe

Director



Jacqueline O'Connor

Director

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY****for the 41 week period ended 31 December 2018**

	Called up share capital US\$'000	Total shareholder's funds US\$'000
Balance at 20 March 2018	-	-
Issue of shares	25,000	25,000
Balance at 31 December 2018	25,000	25,000

No dividends were paid in 2018.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS – 31 DECEMBER 2018****1. GENERAL INFORMATION**

The company is a private limited company and is incorporated and domiciled in Ireland. The address of its registered office is 47-49 St. Stephen's Green, Dublin 2, Ireland.

The immediate parent undertaking is Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C., a company incorporated and domiciled in the United States of America.

The ultimate parent undertaking and the parent company of the smallest and largest group for which consolidated financial statements are prepared is The Goldman Sachs Group, Inc., a company incorporated in the United States of America. Copies of its consolidated financial statements can be obtained from Investor Relations, 200 West Street, New York, NY 10282, United States of America, or at www.goldmansachs.com/shareholders.

2. ACCOUNTING POLICIES**a. Basis of preparation**

The company prepares financial statements under Irish Generally Accepted Accounting Practices (Irish GAAP).

These financial statements have been prepared on the going concern basis, under the historical cost convention, and in accordance with Financial Reporting Standard 101 Reduced Disclosure Framework (FRS 101) and Irish law, including the Companies Act 2014.

The following exemptions from the disclosure requirements of International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the E.U. have been applied in the preparation of these financial statements in accordance with FRS 101:

- (i) IFRS 2 'Share-based Payment' paragraph 45(b) and 46 to 52. These disclosures are provided in the consolidated financial statements of Group Inc.;
- (ii) IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures';
- (iii) IFRS 13 'Fair Value Measurement' paragraphs 91-99;
- (iv) IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' second sentence of paragraph 110 and paragraphs 113(a), 114, 115, 118, 119(a) to (e), 120 to 127 and 129;
- (v) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 38 to present comparative information in respect of IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 79(a)(iv);
- (vi) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 10(i), 16, and 40A-D;
- (vii) IAS 7 'Statement of Cash Flows';
- (viii) IAS 8 'Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors' paragraphs 30 and 31;
- (ix) IAS 24 'Related Party Disclosures' paragraph 17; and
- (x) IAS 24 'Related Party Disclosures' requirements to disclose transactions with companies also wholly owned within GS Group.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS – 31 DECEMBER 2018****2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****b. Dividends**

Final equity dividends are recognised as a liability and deducted from equity in the period in which the dividends are approved by the company's shareholder. Interim equity dividends are recognised and deducted from equity when paid.

c. Foreign currencies

The company's financial statements are presented in U.S. dollars, which is also the company's functional currency.

Transactions denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the date the transaction occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling at the balance sheet date. Foreign exchange gains and losses are recognised in the profit and loss account.

d. Financial assets**(i) Recognition and derecognition**

Financial assets are recognised when the company becomes party to the contractual provisions of the instrument.

A financial asset is derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or if the company transfers the financial asset and either a) substantially all the risk and rewards of ownership, or b) neither transfers nor retains substantially all the risk and rewards of ownership and the company does not retain control of that financial asset.

(ii) Classification and measurement

The company classifies its financial assets as financial assets measured at amortised cost on the basis of both the company's business model for managing financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The business model reflects how the company manages particular groups of assets in order to generate future cash flows. Where the business model is to hold the assets to collect contractual cash flows, the company subsequently assesses whether the cash flows represent solely payments of principal and interest.

Financial assets that are held for the collection of contractual cash flows and have cash flows that represent solely payments of principal and interest are measured at amortised cost, unless they are designated at fair value through profit or loss. The company considers whether the cash flows represent basic lending arrangements and where contractual terms introduce exposure to risk or volatility inconsistent with a basic lending arrangement the financial asset is classified and measured at fair value through profit or loss.

Financial assets at amortised cost are initially measured at fair value plus transaction costs and subsequently at amortised cost using the effective interest method. The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of a financial instrument and allocating the interest income over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset or, when appropriate, a shorter period to the net carrying amount of the financial asset. When calculating the effective interest rate, the company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial asset but does not consider future credit losses. All finance income is recognised in the profit and loss account.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS – 31 DECEMBER 2018**3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS**

The preparation of financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in these financial statements. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. In the opinion of management, there were no judgements made that had a significant effect on amounts recognised in the financial statements.

4. AUDITORS' REMUNERATION

Auditors' remuneration for the current period of €2,000 (including expenses and excluding VAT) relate to the audit of the entity financial statements and has been borne by a group undertaking. The statutory auditors did not receive remuneration for any other services, including other assurance services, tax advisory services and other non-audit services.

5. STAFF COSTS

During the period ended 31 December 2018, all persons involved in the company's operations were employed by group undertakings and no costs were borne by the company.

6. DIRECTORS' EMOLUMENTS

The directors did not receive any remuneration from the company in the current period and no contributions were made by the company under defined benefit or defined contribution pension schemes.

7. DEBTORS: AMOUNTS DUE FROM GROUP UNDERTAKINGS

Debtors, all of which are due within one year of the balance sheet date, comprise of amounts due from group undertakings. The company has developed and tested an impairment model that complies with the key requirements of IFRS 9 'Financial Instruments'. The results calculated by the model were not material and therefore the company has not recorded any credit losses.

8. SHARE CAPITAL

	31 December 2018	
	No.	US\$'000
<u>Authorised</u>		
Ordinary shares of US\$1 each	100,000,000,000	100,000,000
Ordinary shares of €1 each	100,000,000,000	114,496,000
		<hr/>
<u>Allotted, called up and fully paid</u>		
Ordinary shares of US\$1 each	25,000,000	25,000
Ordinary shares of €1 each	2	-
		<hr/> 25,000 <hr/>

On 19 December 2018, the company issued 25,000,000 ordinary shares of US\$1 at par to Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C., the immediate parent undertaking.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS – 31 DECEMBER 2018**9. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES**

The company had no financial commitments or contingencies outstanding at period end.

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

戦略報告書

取締役による2018年12月31日終了年度の戦略報告書は、以下のとおりである。

1. はじめに

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド(以下「当社」という。)は、欧州連合(以下「EU」という。)において事業活動を行うオルタナティブ投資ファンド・マネージャー(以下「AIFM」という。)であり、管理会社である。当社は、販売やポートフォリオの管理などの一部のサービスの提供を、グループ会社を含む他のサービス提供会社に再委託している。

当社は、金融行為監督機構(以下「FCA」という。)によって承認および規制されている。

2019年1月24日、取締役は、ファンドによる当社の既存の管理会社契約を終了する旨の文書を承認した。これらの契約は2019年2月28日に終了した。この結果、当社のファンド管理業務は終了し、これらのファンド管理業務は、現在、アイルランドに所在するグループ会社であるゴールドマン・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドが行っている。取締役は、当社が新規の事業活動を行わないとの考えであり、このため、取締役は、注記4に詳述のとおり、当社を清算する予定である。

当社の最終の親会社および支配会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(以下「グループ・インク」という。)である。グループ・インクは、銀行持株会社であり、連邦準備制度理事会によって規制されている金融持株会社である。当社に関して、「グループ会社」とは、グループ・インクまたはその子会社を意味する。グループ・インクは、その連結子会社とともに「GSグループ」を形成している。GSグループは、企業、金融機関、政府および個人を含む多種多様な顧客基盤に幅広い金融サービスを提供する、有数のグローバルな投資銀行・証券・投資運用会社である。

当社は、GSグループの一員として、主に米ドル建ての環境で事業活動を行っている。このため、当社の機能通貨は米ドルであり、本財務書類は米ドル建てで作成されている。

2. 財務の概況

本財務書類は、2018年12月31日終了年度について作成されている。比較情報は、2017年12月31日終了年度について表示されている。

当社は、2018年1月1日から、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用し、その結果、当社は適用日以降、販売やポートフォリオの管理などのサービスの提供の本人であるが、最終的には当該サービスの提供を再委託する取決めに関連した収益および費用を総額で表示しており、それによって、当社の過去の表示と比べて、2018年12月31日終了年度の売上と一般管理費の両方が698.7百万米ドル増加した。

当年度の経営成績は、9ページ(訳者注:原文のページ)の損益計算書に示されている。税引前利益は14.6百万米ドル(2017年12月31日:15.2百万米ドル)であった。

当社の資産合計は131.4百万米ドル(2017年12月31日:70.2百万米ドル)であった。

当年度の平均運用資産残高(以下「AUM」という。)は1,795億米ドル(2017年12月31日:1,684億米ドル)であった。2018年12月31日現在のAUMは1,774億米ドル(2017年12月31日現在:1,802億米ドル)であった。

3. 為替レート

貸借対照表日の英ポンド/米ドルの為替レートは、1英ポンド/1.2743米ドル(2017年12月31日:1英ポンド/1.3524米ドル)であった。当年度の平均レートは1英ポンド/1.3297米ドル(2017年12月31日:1英ポンド/1.3020米ドル)であった。

4. 将来の見通しおよび継続企業の前提

ファンドとの間の当社の既存の管理会社契約は終了しており、取締役は、当社が新規の事業活動を行わないとの考えである。このため、取締役は、本財務書類の承認日から12ヶ月以内に当社を清算する予定である。したがって、継続企業の前提に基づく作成は適切ではなく、本財務書類は継続企業の前提に基づかずに作成されている。この作成基準による当社の貸借対照表および損益計算書への影響はない。

5. 主要なリスクおよび不確実性

取締役は、当社の金融リスクの中で最も重要な要素は市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクであると考えている。当社の既存の管理会社契約が2019年2月28日に終了したことを受けて、取締役はこれらのリスクが大幅に軽減されたと考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続を順守している。当社のリスク管理の目的および方針は、財務書類の注記13に記載されている。

6. 発行承認日

本戦略報告書は、2019年4月23日に取締役会によって発行が承認された。

取締役会の命により

D. T. ジャクソン
総務部長
2019年4月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

取締役報告書

取締役による2018年12月31日終了年度の実績報告書および監査済財務書類は、以下のとおりである。

1. はじめに

2006年会社法第414A条に従い、取締役は戦略報告書を作成した。この戦略報告書には、会社の事業の総括、ならびに会社が直面する主要なリスクおよび不確実性の記述が含まれている。取締役は、2006年会社法第414C条(11)に従い、戦略報告書の当社の将来の見通しを参照することを選択した。市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに対するエクスポージャーを含む当社のリスク管理の目的および方針は、財務書類の注記14に記載されている。

2. 配当金

取締役は、当年度において、配当金の支払を推奨していない(2017年12月31日：ゼロ米ドル)。

3. 監査人への情報開示

取締役報告書の承認日において在任している各取締役については、以下のとおりである。

- ・各取締役が認識している限りにおいて、当社の監査人が認識していない関連する監査情報はない。
- ・各取締役は、取締役として取るべきあらゆる措置を講じて、関連する監査情報を自身で認識し、当社の監査人が当該情報を認識していると考えている。

4. 独立監査人

監査人であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、2006年会社法第487条(2)に基づき再任されたものとみなされる。

5. 取締役

別途記載の場合を除き、当年度を通じて、また本報告書作成日まで在任していた当社の取締役は、以下のとおりである。

氏名	選任日	退任日
S. デービス(議長)		2019年3月29日
B. ヒーリー		2019年3月29日
M. ホームズ	2018年1月12日	
J. A. オコナー	2018年8月1日	2019年3月29日
S. H. パテル	2018年2月8日	2019年3月29日
G. R. ソープ		

期末現在において、本書に記載すべき利害関係のある取締役はいなかった。

6．取締役の責任に関する記載

取締役は、適用される法令に従って、戦略報告書、取締役報告書および財務書類を作成する責任を負っている。会社法は、取締役が会計期間末現在における会社の財政状態および当該期間における会社の損益について真実かつ公正な概観を提供する各会計期間の財務書類を作成することを要求している。本財務書類の作成にあたり、取締役は以下を行うことを要求されている。

- ・適切な会計方針を選択し、一貫して適用する。
- ・合理的かつ慎重な判断および見積りを行う。
- ・適用される会計基準が遵守されているかどうかを記載し、重要な逸脱がある場合には財務書類において開示および説明する。
- ・会社が事業を継続すると推定することが不適切な場合を除き、継続企業の前提に基づき財務書類を作成する。

取締役は、当社の財政状態をいつでも合理的な正確性をもって開示し、財務書類が2006年会社法を確実に遵守するように、適切な会計記録を保持する責任を負っている。また、当社の資産を保全し、不正行為やその他の逸脱を防止および発見するための合理的な措置を講じる責任も負っている。

7．後発事象

2019年1月24日、取締役は、ファンドによる当社の既存の管理会社契約を終了する旨の文書を承認した。これらの契約は2019年2月28日に終了した。この結果、当社のファンド管理業務は終了した。

2019年4月23日、取締役は、直接親会社であるゴールドマン・サックス・グループ・U K・リミテッドに対する43.2百万米ドルの中間配当を宣言した。

8．発行承認日

本財務書類は、2019年4月23日に取締役会によって発行が承認された。

取締役会の命により

D. T. ジャクソン

総務部長

2019年4月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

損益計算書

2018年12月31日終了年度

注	2018年12月31日終了年度		2017年12月31日終了年度		
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	
売上	723,024	78,549,327	23,657	2,570,096	
受取利息および類似収益	4	1,585	172,194	1,090	118,418
一般管理費	5	(709,999)	(77,134,291)	(9,597)	(1,042,618)
営業利益および税引前利益		14,610	1,587,230	15,150	1,645,896
利益にかかる税額	8	(2,783)	(302,345)	(2,898)	(314,839)
当期利益		11,827	1,284,885	12,252	1,331,057

当年度および前年度における当社の営業利益は、継続事業から生じたものである。

当社は、上記に表示された損益計算書に計上されている損益以外の損益を認識していないため、別個の包括利益計算書を掲載していない。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

貸借対照表

2018年12月31日現在

	注	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
流動資産					
銀行預金および手許現金		43,933	4,772,881	34,920	3,793,709
債権	9	87,463	9,501,980	35,233	3,827,713
		131,396	14,274,861	70,153	7,621,422
債務：1年以内に期限が到来する金額	10	(63,149)	(6,860,507)	(13,733)	(1,491,953)
純流動資産および純資産		68,247	7,414,354	56,420	6,129,469
資本金および準備金					
払込資本金	11	25,000	2,716,000	25,000	2,716,000
利益剰余金		43,247	4,698,354	31,420	3,413,469
株主持分合計		68,247	7,414,354	56,420	6,129,469

本財務書類は、2019年4月23日に取締役会で承認され、取締役会を代表して以下の取締役により署名された。

(署名)
M. ホームズ
取締役

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

株主資本等変動計算書

2018年12月31日終了年度

	払込資本金		利益剰余金		株主持分合計	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
2017年1月1日現在残高	25,000	2,716,000	19,168	2,082,412	44,168	4,798,412
当期利益	-	-	12,252	1,331,057	12,252	1,331,057
2017年12月31日現在残高	25,000	2,716,000	31,420	3,413,469	56,420	6,129,469
当期利益	-	-	11,827	1,284,885	11,827	1,284,885
2018年12月31日現在残高	25,000	2,716,000	43,247	4,698,354	68,247	7,414,354

2018年度および2017年度に支払われた配当金はなかった。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド

財務書類に対する注記 - 2018年12月31日

1. 基本情報

当社は非公開有限責任会社であり、イングランドおよびウェールズにおいて設立され、本拠地としている。その登記上の所在地は、英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート133、ピーターバラ・コートである。

当社の直接の親会社および連結財務書類が作成されている最小単位のグループの親会社は、イングランドおよびウェールズにおいて設立され、本拠地としているゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド(以下「GSG UK」という。)である。その連結財務書類の写しは、GSG UKの総務部(英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート133、ピーターバラ・コート)への請求により、入手可能である。

最終の支配会社および連結財務書類が作成されている最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国において設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。その連結財務書類の写しは、GSGグループの主たる事業所であるアメリカ合衆国、10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200のインベスター・リレーションズ、またはwww.goldmansachs.com/shareholdersから入手することができる。

バーゼル 第3の柱の開示

当社は、EU自己資本規制により要求されるとおり、GSG UKの連結上の第3の柱の開示に含まれている。GSG UKの2018年11月における第3の柱の開示は、連結財務情報の公表に併せて、www.goldmansachs.com/disclosuresで入手可能となる予定である。

国別報告書

当社は、2013年自己資本規制(国別報告書)により要求されるとおり、GSG UKの連結国別報告書の開示に含まれている。GSG UKの2018年11月における国別の開示は、2019年12月31日までにwww.goldmansachs.com/disclosuresで入手可能となる予定である。

2. 会計方針

a. 作成基準

本財務書類は、継続企業の前提には基づいていないが、取得原価主義に基づき、また、財務報告基準第101号「簡易化された開示のフレームワーク」(以下「FRS第101号」という。)および2006年会社法に準拠して作成されている。

FRS第101号に準拠した本財務書類の作成において、EUが採用した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)の開示要件から以下の例外事項が適用されている。

- () IFRS第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および46項から52項。これらの項目はグループ・インクの連結財務書類において開示されている。
- () IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第110項第2文、ならびに113(a)項、114項、115項、118項、119(a)項から(c)項、120項から127項、および129項。
- () IAS第1号「財務諸表の表示」第79(a)()項に関する比較情報を表示するIAS第1号「財務諸表の表示」第38項
- () IAS第1号「財務諸表の表示」第10(f)項、16項および40A - D項
- () IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」
- () IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」第30項および31項
- () IAS第24号「関連当事者についての開示」第17項
- () IAS第24号「関連当事者についての開示」GSGグループ内で完全所有されている会社との取引の開示要件

b. 継続企業の前提

ファンドとの間の当社の既存の管理会社契約は終了しており、取締役は、当社が新規の事業活動を行わないとの考えである。このため、取締役は、本財務書類の承認日から12ヶ月以内に当社を清算する予定である。したがって、継続企業の前提に基づく作成は適切ではなく、本財務書類は継続企業の前提に基づかずに作成されている。この作成基準による当社の貸借対照表および損益計算書への影響はない。

c. 会計方針の変更

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

当社は、2018年1月1日から、累積的影響額を認識する移行アプローチに基づきIFRS第15号を適用した。修正済のこの基準は、財およびサービスの移転により生じる顧客との契約から稼得した収益の認識に関する包括的な指針、特定の契約コストの会計処理に関する指針、ならびに新しい開示要件を提供するものである。

この基準を適用した結果、当社は適用日以降、販売やポートフォリオの管理などのサービスの提供の本人であるが、最終的には当該サービスの提供を再委託する取決めに関連した収益および費用を総額で表示しており、それによって、当社の過去の表示と比べて、2018年12月31日終了年度の売上と一般管理費の両方が698.7百万米ドル増加した。

詳細については、注記2(d)を参照のこと。

IFRS第9号「金融商品」

当社は、2018年1月1日から、IASBが2014年7月に公表したIFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)を適用した。当社はIFRS第9号を早期適用していなかった。

IFRS第9号の経過規定で認められているとおり、当社は、比較数値の修正再表示を行わないことを選択した。その結果生じるIFRS第7号に基づく開示の修正は、当年度においてのみ適用されている。

IFRS第9号の適用によって、金融資産および金融負債の分類および測定ならびに金融資産の減損に関する当社の会計方針が変更された。詳細については注記2(h)を参照のこと。

IFRS第9号の適用による当社への影響に関する開示は以下のとおりである。

()分類および測定

当社は、金融資産を管理する事業モデルを詳細に分析し、必要に応じて、その後、個別の金融資産のキャッシュ・フローの特性を分析した。

IFRS第9号の適用に伴う金融資産の帳簿価額の変動はなかった。2018年1月1日現在、当社は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS第39号」という。)に基づき貸付金および債権に分類された金融資産70.2百万米ドルを保有していた。これらの金融資産は、IFRS第9号に基づき償却原価で測定する金融資産に分類変更された。

金融負債の分類および測定に変更はなかった。

()減損

当社は、IFRS第9号の主要要件に準拠した減損モデルを開発し、テストを行った。このモデルにより算出した結果には重要性がなかったため、当社はIFRS第9号の適用に伴う信用損失を計上していない。

d. 収益認識

当社は、2018年1月1日から、投資運用サービスに関する顧客との契約から稼得した収益をIFRS第15号に基づき会計処理している。このため、これらのサービスからの収益は、対象取引に関連する履行義務が完了した時点で認識される。

また、2018年1月1日から、当社が取引の当事者本人である場合、当社は、履行義務の一部または全部を充足するために発生した費用を控除せずに、総額で、顧客との契約からの収益を認識している。当社が顧客にサービスを提供する主たる義務を負っている場合、当社は取引の当事者本人である。当社は、履行義務を自ら充足することもあれば、他のGSグループ会社に当社に代わって履行義務の一部または全部を充足させることもある。こうした収益は売上に認識され、発生した費用は一般管理費に認識される。2018年1月1日より前においては、顧客との契約から生じる収益は、履行義務の一部または全部を充足させるために発生した特定の費

用を控除後で表示されていた。IFRS第15号の適用による影響の詳細については、注記2(c)を参照のこと。

売上は、管理会社報酬、ならびに販売やポートフォリオの管理などのサービスの提供の本人であるが、最終的には当該サービスの提供を再委託する取決めに関連した収益を表す。売上は、関連サービスが提供される期間にわたって発生主義で認識される。

e. 外貨

当社の財務書類は、当社の機能通貨でもある米ドルで表示されている。

外貨建て取引は、取引発生日における為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。為替差損益は営業利益に認識される。

f. 配当金

最終配当金は、負債として認識され、配当金が当社の株主によって承認された期間において株主持分から減額される。期中配当金は、支払時に認識され、株主持分から減額される。

g. 銀行預金および手許現金

銀行預金および手許現金は、通常の事業過程において保有されている流動性の高い翌日物預金である。

h. 金融資産および金融負債

() 認識および認識の中止

金融資産および金融負債は、金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識される。

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社が当該金融資産を譲渡し、その譲渡が認識の中止の要件を満たしている場合に、認識が中止される。譲渡された金融資産が認識の中止の要件を満たすのは、会社が当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、または支配を保持していない場合である。金融負債は、当該金融負債が消滅した時(すなわち、契約中に特定された債務が免責、取り消しまたは失効となった時)にのみ、認識が中止される。

() 分類および測定

金融資産は当社の全流動資産で構成され、金融負債は当社の全債務で構成される。

当社は、2018年1月1日からIFRS第9号を適用しており、金融資産の管理に関する当社の事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づき、金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類している。当社の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することであり、キャッシュ・フローは元本および利息の支払のみを表している。これらの条件が満たされなかった場合、金融資産は強制的に純損益を通じて公正価値で測定されることになる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定される。実効金利法とは、金融商品の償却原価を算定し、関連する期間にわたって受取利息を配分する方法である。実効金利とは、金融資産の予想存続期間または適切な場合にはより短い期間を通じて、将来の見積現金受取額を当該金融資産の正味帳簿価額まで正確に割り引く率である。実効金利を計算する際に、当社は当該金融資産のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積っているが、将来の信用損失は考慮していない。すべての金融収益は損益計算書に認識される。

当社は、2018年1月1日より前においては、IAS第39号に基づき金融資産を貸付金および債権に分類していた。貸付金および債権とは、活発な市場での相場がない、支払額が固定または確定可能な非デリバティブ金融資産である。そのような金融資産は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初認識され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定されていた。金融収益は受取利息および類似収益に計上されていた。

当社は、金融負債を償却原価で測定する金融負債に分類している。この分類は当初認識時に決定されるが、当該金融商品が取得または組成された目的に応じて行われる。

償却原価で測定する金融負債は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初認識され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定される(上記参照)。発行時に認められた割引を含む金融費用は、損益計算書に計上される。

()金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、以下の場合に相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

- ()現在、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、かつ
- ()当該資産と当該負債を純額で決済するか、または当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行うことを意図している。

これらの条件が満たされない場合は、金融資産および金融負債は貸借対照表に総額で表示される。

. 当期税金および繰延税金

当年度の税金費用は、当期税金で構成されている。税金は損益計算書に認識される。

当期税金は、当社が営業活動を行い課税所得を得た国にて貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税法に基づき計算される。

繰延税金は、将来においてより多くの税金を支払う義務またはより少ない税金を支払う権利をもたらす取引または事象が貸借対照表日までに発生した場合、発生済みで同日現在において解消していないすべての一時差異に関して認識される。ただし、以下の場合を例外とする。

- ()繰延税金資産は、対象となる一時差異の将来における解消を控除できる適切な課税所得がある可能性が50%超であると取締役が考えている範囲でのみ認識される。
- ()繰延税金は、割引前の金額を基礎として、貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税率および税法に基づき、一時差異が解消する期間に適用が予想される税率を用いて測定される。

3．重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成において、経営者は、財務書類に認識される金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。見積りの性質により、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。経営者は、本財務書類に認識されている金額に重大な影響を及ぼす判断はなかったと考えている。

4．受取利息および類似収益

	2018年12月31日 終了年度	2017年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
翌日物預金に係る利息	664	33
グループ会社に対する債権に係る利息（注記9参照）	921	1,057
	1,585	1,090

5．一般管理費

	2018年12月31日 終了年度	2017年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
グループ会社によって請求される管理報酬（注記a参照）	9,837	9,619
再委託した業務に関してグループ会社によって請求される報酬（注記b参照）	669,373	-
再委託した業務に関してグループ外の当事者によって請求される報酬（注記b参照）	29,359	-
その他の費用	1,410	(42)
監査人報酬 - 監査業務	20	20
	709,999	9,597

- a．グループ会社によって請求される管理報酬は、営業および管理サポート、ならびにグループ会社による管理サービスに関連している。
- b．IFRS第15号を適用した結果、当社は適用日以降、販売やポートフォリオの管理などのサービスの提供の本人であるが、最終的には当該サービスの提供を再委託する取決めに関連した収益および費用を総額で表示しており、それによって、当社の過去の表示と比べて、2018年12月31日終了年度の売上と一般管理費の両方が698.7百万米ドル増加した。

6．人件費

前年度と同様に、当社の業務に正式に任命されている全従業員は、グループ兄弟会社によって雇用されている。当該グループ会社が当社に対して提供したすべてのサービスに関する費用は、グループ会社によって請求される管理報酬に含まれている（注記5参照）。

7. 取締役報酬

グループ会社が負担している当社の取締役報酬は以下の表のとおりである。

	2018年12月31日 終了年度	2017年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
取締役：		
報酬総額	230	161
確定拠出制度への当社の年金拠出額	2	-
	232	161

2006年会社法に準拠して、上記の取締役報酬は、適格なサービスのみに関する支払済みまたは未払いの報酬合計額を表示している。行政委任立法2008年/410号の第5附則に従って、この合計額は現金および現物支給される給付の価額のみを含んでおり、株式報奨の価額を含んでいない。取締役はまた、適格ではないサービスに関する報酬も受け取るが、そうした報酬に関する開示は要求されていない。

当年度の一部または通年にわたり取締役役に就任していた人物のうち、4名の取締役が確定拠出制度に加入していた。当年度において、5名の取締役が長期報奨制度下でグループ・インクの株式を受領済みまたは受領予定である。当年度において、株式オプションを行使した取締役はいない。

8. 利益にかかる税額

	2018年12月31日 終了年度	2017年12月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
当期税金：		
英国法人税	2,774	2,905
過年度に関する調整	9	(7)
利益にかかる税額合計	2,783	2,898

利益にかかる税額と、当年度において当社に適用される英国法人税の加重平均税率19% (2017年：19.25%) を税引前利益に乗じて算出した金額との調整は、以下の表のとおりである。

	2018年12月31日 終了年度 千米ドル	2017年12月31日 終了年度 千米ドル
税引前利益	14,610	15,150
利益に英国における加重平均税率19% (2017年：19.25%) を乗じた額	2,776	2,916
為替差額	(2)	(11)
過年度に関する調整	9	(7)
利益にかかる税額合計	2,783	2,898

9. 債権

債権は、すべて貸借対照表日から1年以内に期限が到来するが、その内訳は以下のとおりである。

	2018年12月31日現在 千米ドル	2017年12月31日現在 千米ドル
顧客に対する債権	56,428	2,178
グループ会社に対する債権	31,013	33,055
その他の債権	22	-
	87,463	35,233

グループ会社に対する債権には、当社からグループ兄弟会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナルに対する貸付金30.6百万米ドル(2017年12月31日：25.2百万米ドル)が含まれている。当該貸付金は、無担保で、米国連邦準備制度のフェデラル・ファンド・レートに変動マージンを上乗せした利息が付されている。当該貸付金は、当社からの要求または2063年7月31日のいずれか早い時点で返済される。当社は、IFRS第9号の主要要件に準拠した減損モデルを開発し、テストを行った。このモデルにより算出した結果には重要性がなかったため、当社は信用損失を計上していない。

10. 債務：1年以内に期限が到来する金額

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
	千米ドル	千米ドル
グループ会社に対する債務	52,659	6,709
未払グループ税額控除	7,529	7,024
未払費用	2,848	-
未払法人税	113	-
	63,149	13,733

11. 払込資本金

2018年12月31日および2017年12月31日現在の払込資本金の構成は、以下のとおりである。

	2018年12月31日現在		2017年12月31日現在	
	株式数	千米ドル	株式数	千米ドル
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>				
額面1米ドルの普通株式	25,000,000	25,000	25,000,000	25,000
		25,000		25,000

12. 財務コミットメントおよび偶発債務

当社には、年度末現在において、財務コミットメントおよび偶発債務はなかった（2017年12月31日：ゼロ米ドル）。

13. 金融リスク管理および資本管理

当社は、継続的に資本のモニタリングを行っている。当社の目的は、当社のリスク・エクスポージャーと比較して、その資本基盤の金額および構成の観点から健全な自己資本を維持することである。自己資本の適切な水準および構成は、当社の現在および将来における規制上の自己資本要件、当社の資本計画の結果、ならびに金融市場における事業環境や景気などのその他の要因を含む様々な要因によって決定される。

2018年度および2017年度において、当社はF C Aが定めた自己資本要件を遵守していた。

2018年12月31日現在のT i e r 1 資本は68.2百万米ドル（2017年12月31日：56.4百万米ドル）であった。

当社は、当社の金融資産および金融負債を通じて金融リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる金融リスクの中で最も重要な要素は市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクであると考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続を順守している。

a. 市場リスク

市場リスクとは、市況の変化に伴い当社の金融資産および金融負債の価値に損失が生じるリスクである。リスクは、強力な全社の監督ならびに当社の事業全般にわたる独立した統制およびサポート機能を通じて、モニタリングおよび管理される。当社に関連する市場リスクは、金利リスクおよび通貨リスクである。

金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率、金利のボラティリティならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる。

通貨リスクは、直物価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動から生じる。

当社は、当社の状況に適切な範囲で、経済的ヘッジを設定することにより、グループのリスク管理方針の一環として、金利リスクおよび通貨リスクを管理している。

金利が50ベース・ポイント上昇/下落し、その他すべての変数が変わらなかった場合、2018年12月31日終了年度における当社の利益は0.2百万米ドル(2017年:0.1百万米ドル)増加/減少していたと考えられる。

b. 信用リスク

信用リスクとは、取引相手先の債務不履行または信用度の悪化に伴い損失を被る可能性を表している。信用リスクは、取引相手先の信用度のレビュー、また該当する場合には、資産に対する対象担保の見直しによって管理されている。信用リスクに対する当社の最大エクスポージャーは、2018年12月31日および2017年12月31日現在の金融資産の帳簿価額に相当する。

信用エクスポージャー

当社の信用エクスポージャーは、以下のとおりである。

銀行預金および手許預金 銀行預金および手許預金には、有利子預金と無利子預金の両方が含まれている。信用損失のリスクを軽減するために、当社は、預金の実質的にすべてを高格付の銀行に預け入れている。

債権 当社は、顧客に対する債権およびグループ会社に対する債権からの信用リスクにさらされている。投資ファンドからの報酬は、ファンドのAUMから決済されるが、その信用リスクは僅少であると考えられている。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、期限が到来した際に取引相手先に支払を行うための十分な現金を当社が保有していないというリスクである。当社は、当社特有とより広範な業界または市場との両方の流動性事象に対応するために、流動性および資金調達に関するGSグループの包括的かつ保守的な方針に従って、流動性リスクを管理している。

14. 金融資産および金融負債

a. 種類別金融資産および金融負債

すべての金融資産は、過年度においては貸付金および債権に分類されていたが、当年度においては償却原価で測定する金融資産に分類されている。すべての金融負債は、当年度および過年度において、償却原価で測定する金融負債に分類されている。

b. 公正価値で測定されない金融資産および金融負債の公正価値

当社は、公正価値で測定されない131.4百万米ドル(2017年12月31日:70.2百万米ドル)の流動金融資産および63.0百万米ドル(2017年12月31日:13.7百万米ドル)の流動金融負債を保有している。これらの金融商品が短期的な性質であることを考えると、貸借対照表上の金融資産および金融負債の帳簿価額は、公正価値に合理的に近似する。

c. 金融負債の満期

すべての金融負債は貸借対照表日から1ヶ月以内に期限が到来する。

15. 後発事象

2019年1月24日、取締役は、ファンドによる当社の既存の管理会社契約を終了する旨の文書を承認した。これらの契約は2019年2月28日に終了した。この結果、当社のファンド管理業務は終了した。

2019年4月23日、取締役は、直接親会社に対する43.2百万米ドルの中間配当を宣言した。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

STRATEGIC REPORT

The directors present their strategic report for the year ended 31 December 2018.

1. Introduction

Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited (the company) is an alternative investment fund manager (AIFM) and management company that operates in the European Union (E.U.). The company sub-delegates provision of certain services, such as distribution and portfolio management, to other service providers including fellow group undertakings.

The company is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority (FCA).

On 24 January 2019, the directors approved documents terminating the company's existing management company agreements by the funds. The termination of those agreements took place on 28 February 2019. As a result the company's fund management business activities ceased and those fund management activities are now undertaken by Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited, a fellow group undertaking, domiciled in Ireland. The directors do not expect that the company will undertake any new business activities, and therefore, the directors intend to put the company into liquidation as detailed in note 4 below.

The company's ultimate parent undertaking and controlling entity is The Goldman Sachs Group, Inc. (Group Inc.). Group Inc. is a bank holding company and a financial holding company regulated by the Board of Governors of the Federal Reserve System. In relation to the company, 'group undertaking' means Group Inc. or any of its subsidiaries. Group Inc., together with its consolidated subsidiaries, form 'GS Group'. GS Group is a leading global investment banking, securities and investment management firm that provides a wide range of financial services to a substantial and diversified client base that includes corporations, financial institutions, governments and individuals.

The company primarily operates in a U.S. dollar environment as part of GS Group. Accordingly, the company's functional currency is the U.S. dollar and these financial statements have been prepared in that currency.

2. Financial overview

The financial statements have been drawn up for the year ended 31 December 2018. Comparative information has been presented for the year ended 31 December 2017.

The company adopted IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' from 1 January 2018 and as a result has prospectively presented revenues and expenses associated with arrangements where it is principal to providing services but ultimately sub-delegates the provision of these services, such as distribution and portfolio management, on a gross basis, resulting in an increase in both turnover and administrative expenses by US\$698.7 million for the year ended 31 December 2018 in comparison to the company's past presentation.

The results for the year are shown in the profit and loss account on page 9. Profit before taxation was US\$14.6 million (31 December 2017: US\$15.2 million).

The company had total assets of US\$131.4 million (31 December 2017: US\$70.2 million).

Average Assets Under Management (AUM) during the year were US\$179.5 billion (31 December 2017: US\$168.4 billion). AUM at 31 December 2018 were US\$177.4 billion (31 December 2017: US\$180.2 billion).

3. Exchange rate

The British pound/U.S. dollar exchange rate at the balance sheet date was £/\$1.2743 (31 December 2017: £/\$1.3524). The average rate for the year was £/\$1.3297 (31 December 2017: £/\$1.3020).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

STRATEGIC REPORT (continued)**4. Future outlook and going concern**

The company's existing management company agreements with the funds have been terminated and the directors do not expect that the company will undertake any new business activity. As a result, the directors intend to put the company into liquidation within twelve months of the date of approval of the financial statements. Accordingly, the going concern basis of preparation is not appropriate and the financial statements have been prepared on a basis other than going concern. There is no impact on the company's balance sheet and profit and loss account as a result of this basis of preparation.

5. Principal risks and uncertainties

The directors consider that the most important components of the company's financial risk are market risk, credit risk and liquidity risk. Following the termination of the company's existing management company agreements on 28 February 2019, the directors consider that these risks have been substantially reduced. The company, as part of a global group, adheres to global risk management policies and procedures. The company's risk management objectives and policies are described in note 13 of the financial statements.

6. Date of authorisation of issue

The strategic report was authorised for issue by the Board of Directors on 23 April 2019.

BY ORDER OF THE BOARD**D. T. Jackson**

Secretary

24 April 2019

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**DIRECTORS' REPORT**

The directors present their report and the audited financial statements for the year ended 31 December 2018.

1. Introduction

In accordance with section 414A of the Companies Act 2006, the directors have prepared a strategic report, which contains a review of the company's businesses and a description of the principal risks and uncertainties facing the company. The directors have chosen to make reference to the future outlook of the company in the strategic report in accordance with section 414C(11) of the Companies Act 2006. The company's risk management objectives and policies, including exposures to market risk, credit risk and liquidity risk are described in note 14 to the financial statements.

2. Dividends

The directors do not recommend the payment of a dividend in the year (31 December 2017: US\$nil).

3. Disclosure of information to auditors

In the case of each director in office at the date the directors' report is approved:

- So far as each of the directors is aware, there is no relevant audit information of which the company's auditors are unaware; and
- Each of the directors has taken all the steps that he/she ought to have taken as a director to make himself/herself aware of any relevant audit information and to establish that the company's auditors are aware of that information.

4. Independent auditors

The auditors, PricewaterhouseCoopers LLP, are deemed to be reappointed under section 487(2) of the Companies Act 2006.

5. Directors

The directors of the company who served throughout the year and to the date of this report, except where noted, were:

Name	Appointed	Resigned
S. Davics (Chairperson)		29 March 2019
B. Healy		29 March 2019
M. Holmes	12 January 2018	
J. A. O'Connor	1 August 2018	29 March 2019
S. H. Patel	8 February 2018	29 March 2019
G. R. Thorpe		

No director had, at the year end, any interest requiring note herein.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

DIRECTORS' REPORT (continued)**6. Statement of directors' responsibilities**

The directors are responsible for preparing the strategic report, directors' report and the financial statements in accordance with applicable law and regulations. Company law requires the directors to prepare financial statements for each financial period which give a true and fair view of the state of affairs of the company at the end of the financial period and of the profit or loss of the company for that period. In preparing those financial statements, the directors are required to:

- Select suitable accounting policies and then apply them consistently;
- Make judgements and estimates that are reasonable and prudent;
- State whether applicable accounting standards have been followed subject to any material departures disclosed and explained in the financial statements; and
- Prepare the financial statements on the going concern basis unless it is inappropriate to presume that the company will continue in business.

The directors are responsible for keeping adequate accounting records which disclose with reasonable accuracy at any time the financial position of the company and to enable them to ensure that the financial statements comply with the Companies Act 2006. They are also responsible for safeguarding the assets of the company and, hence, for taking reasonable steps for the prevention and detection of fraud and other irregularities.

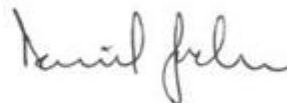
7. Post Balance Sheet Events

On 24 January 2019, the directors approved documents terminating the company's existing management company agreements by the funds. The termination of those agreements took place on 28 February 2019. As a result the company's fund management business activities ceased.

On 23 April 2019, the directors declared an interim dividend of US\$43.2 million to Goldman Sachs Group UK Limited, its immediate parent undertaking.

8. Date of authorisation of issue

The financial statements were authorised for issue by the Board of Directors on 23 April 2019.

BY ORDER OF THE BOARD**D. T. Jackson****Secretary****24 April 2019**

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT****for the year ended 31 December 2018**

		Year ended 31 December 2018	Year ended 31 December 2017
	Note	US\$'000	US\$'000
Turnover		723,024	23,657
Interest receivable and similar income	4	1,585	1,090
Administrative expenses	5	(709,999)	(9,597)
OPERATING PROFIT AND PROFIT BEFORE TAXATION		14,610	15,150
Tax on profit	8	(2,783)	(2,898)
PROFIT FOR THE FINANCIAL YEAR		11,827	12,252

The operating profits of the company are derived from continuing operations in the current and prior years.

The company has no recognised gains and losses other than those included in the profit and loss account for the years shown above and therefore no separate statement of comprehensive income has been presented.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**BALANCE SHEET****as at 31 December 2018**

	Note	31 December 2018 US\$'000	31 December 2017 US\$'000
CURRENT ASSETS			
Cash at bank and in hand		43,933	34,920
Debtors	9	<u>87,463</u>	<u>35,233</u>
		131,396	70,153
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR			
	10	<u>(63,149)</u>	<u>(13,733)</u>
NET CURRENT ASSETS AND NET ASSETS			
		<u>68,247</u>	<u>56,420</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	11	25,000	25,000
Profit and loss account		<u>43,247</u>	<u>31,420</u>
TOTAL SHAREHOLDER'S FUNDS			
		<u>68,247</u>	<u>56,420</u>

The financial statements were approved by the Board of Directors on 23 April 2019 and signed on its behalf by:



M. Holmes
Director

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.
Company number: 08814445

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY****for the year ended 31 December 2018**

	Called up share capital	Profit and loss account	Total shareholder's funds
	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Balance at 1 January 2017	25,000	19,168	44,168
Profit for the financial year	-	12,252	12,252
Balance at 31 December 2017	25,000	31,420	56,420
Profit for the financial year	-	11,827	11,827
Balance at 31 December 2018	25,000	43,247	68,247

No dividends were paid in 2018 and 2017.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018****I. GENERAL INFORMATION**

The company is a private limited company and is incorporated and domiciled in England and Wales. The address of its registered office is Peterborough Court, 133 Fleet Street, London, EC4A 2BB, United Kingdom.

The company's immediate parent undertaking and the parent company of the smallest group for which consolidated financial statements are prepared is Goldman Sachs Group UK Limited (GSG UK), a company incorporated and domiciled in England and Wales. Copies of its consolidated financial statements are available on request from the Company Secretary, GSG UK, Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, United Kingdom.

The ultimate controlling undertaking and the parent company of the largest group for which consolidated financial statements are prepared is The Goldman Sachs Group, Inc., a company incorporated in the United States of America. Copies of its consolidated financial statements can be obtained from Investor Relations, 200 West Street, New York, NY 10282, United States of America, GS Group's principal place of business, or at www.goldmansachs.com/shareholders.

Basel III Pillar 3 disclosures

The company is included in the consolidated Pillar 3 disclosures of GSG UK, as required by the E.U. Capital Requirements Regulation. GSG UK's November 2018 Pillar 3 disclosures will be made available in conjunction with the publication of its consolidated financial information at www.goldmansachs.com/disclosures.

Country-by-Country Reporting

The company is included in the consolidated country-by-country reporting disclosures of GSG UK, as required by the Capital Requirements (Country-by-Country Reporting) Regulations 2013. GSG UK's November 2018 country-by-country disclosures will be made available by 31 December 2019 at www.goldmansachs.com/disclosures.

2. ACCOUNTING POLICIES**a. Basis of preparation**

These financial statements have been prepared on a basis other than going concern, under the historical cost convention, and in accordance with Financial Reporting Standard 101 Reduced Disclosure Framework (FRS 101) and the Companies Act 2006.

The following exemptions from the disclosure requirements of International Financial Reporting Standard (IFRS) as adopted by the E.U. have been applied in the preparation of these financial statements in accordance with FRS 101:

- (i) IFRS 2 'Share-based Payment' paragraph 45(b) and 46 to 52. These disclosures are provided in the consolidated financial statements of Group Inc.;
- (ii) IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' second sentence of paragraph 110 and paragraphs 113(a), 114, 115, 118, 119(a) to (c), 120 to 127 and 129;
- (iii) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 38 to present comparative information in respect of IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 79 (a)(iv);
- (iv) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 10(f), 16, and 40A-D;
- (v) IAS 7 'Statement of Cash Flows';
- (vi) IAS 8 'Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors' paragraphs 30 and 31;
- (vii) IAS 24 'Related Party Disclosures' paragraph 17; and

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018**2. ACCOUNTING POLICIES (continued)****a. Basis of preparation (continued)**

- (viii) IAS 24 'Related Party Disclosures' requirements to disclose transactions with companies also wholly owned within GS Group.

b. Going concern

The company's existing management company agreements with the funds have been terminated and the directors do not expect that the company will undertake any new business activity. As a result, the directors intend to put the company into liquidation within twelve months of the date of approval of the financial statements. Accordingly, the going concern basis of preparation is not appropriate and the financial statements have been prepared on a basis other than going concern. There is no impact on the company's balance sheet and profit and loss account as a result of this basis of preparation.

c. Changes in accounting policies**IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers'**

From 1 January 2018, the company adopted IFRS 15 under the cumulative effect transition approach. This standard, as amended, provides comprehensive guidance on the recognition of revenue earned from contracts with customers arising from the transfer of goods and services, guidance on accounting for certain contract costs and new disclosures.

As a result of adopting this standard, the company has prospectively presented revenues and expenses associated with arrangements where it is principal to providing services but ultimately sub-delegates the provision of these services, such as distribution and portfolio management, on a gross basis, resulting in an increase in both turnover and administrative expenses by US\$698.7 million for the year ended 31 December 2018 in comparison to the company's past presentation.

Refer to note 2(d) for further detail.

IFRS 9 'Financial Instruments'

From 1 January 2018 the company adopted IFRS 9 'Financial Instruments' (IFRS 9) as issued by the IASB in July 2014. The company did not early adopt IFRS 9 in previous periods.

As permitted by the transitional provisions of IFRS 9, the company elected not to restate comparative figures. The consequential amendments to IFRS 7 disclosures have only been applied in the current year.

The adoption of IFRS 9 has resulted in changes in the company's accounting policies for classification and measurement of financial assets and liabilities and impairment of financial assets – refer to note 2(h) for further detail.

Set out below are disclosures relating to the impact of the adoption of IFRS 9 on the company:

(i) Classification and measurement

The company performed a detailed analysis of its business models for managing financial assets and, where required, subsequent analysis of cash flow characteristics on individual financial assets.

There were no changes to the carrying amount of financial assets as a result of the adoption of IFRS 9. As at 1 January 2018, the company had US\$70.2 million of financial assets classified as loans and receivables under IAS 39 'Financial Instruments: Recognition and Measurement' (IAS 39). These financial assets were reclassified as measured at amortised cost under IFRS 9.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018**2. ACCOUNTING POLICIES (continued)****c. Changes in accounting policies (continued)**

There were no changes to the classification and measurement of financial liabilities.

(ii) Impairment

The company has developed and tested an impairment model that complies with the key requirements of IFRS 9. The results calculated by the model were not material and therefore the company has not recorded any credit losses as a result of adopting IFRS 9.

d. Revenue recognition

From 1 January 2018, the company accounts for revenues earned from contracts with clients for investment management services under IFRS 15. As such, revenues from these services are recognised when the performance obligations related to the underlying transactions are completed.

In addition, from 1 January 2018, if the company is principal to the transaction, the company recognises revenue on contracts with clients, gross of expenses incurred to satisfy some or all of its performance obligations. The company is principal to the transaction if it has the primary obligation to provide the service to the client. The company satisfies the performance obligation by itself, or by engaging other GS Group entities to satisfy some or all of its performance obligations on its behalf. Such revenue is recognised in turnover and expenses incurred are recognised in administrative expenses. Prior to 1 January 2018, revenue on contracts with clients was presented net of certain expenses incurred to satisfy some or all of the performance obligations. See note 2(c) for further information about the adoption impact of IFRS 15.

Turnover represents management company fees and revenues associated with arrangements where it is principal to providing services but ultimately sub-delegates provision of these services, such as distribution and portfolio management. It is recognised on an accruals basis over the period that the related service is provided.

e. Foreign currencies

The company's financial statements are presented in U.S. dollars, which is also the company's functional currency.

Transactions denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the date the transaction occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling at the balance sheet date. Foreign exchange gains and losses are recognised in operating profit.

f. Dividends

Final equity dividends are recognised as a liability and deducted from equity in the period in which the dividends are approved by the company's shareholder. Interim equity dividends are recognised and deducted from equity when paid.

g. Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand includes highly liquid overnight deposits held in the ordinary course of business.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018**2. ACCOUNTING POLICIES (continued)****b. Financial assets and financial liabilities****(i) Recognition and derecognition**

Financial assets and financial liabilities are recognised when the company becomes party to the contractual provisions of the instrument.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or if the company transfers the financial asset and the transfer qualifies for derecognition. A transferred financial asset qualifies for derecognition if the company transfers substantially all the risks and rewards of ownership of the financial asset or does not retain control. Financial liabilities are derecognised only when they are extinguished (i.e. when the obligation specified in the contract is discharged or cancelled or expires).

(ii) Classification and measurement

Financial assets comprise all of the company's current assets and financial liabilities comprise all of the company's creditors.

From 1 January 2018 the company has adopted IFRS 9 and classifies financial assets into financial assets measured at amortised cost on the basis of both the company's business model for managing financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The company's business model is to hold the assets to collect contractual cash flows and the cash flows represent solely payments of principal and interest. If these conditions were not met, the financial assets would be mandatorily measured at fair value through profit or loss.

Financial assets measured at amortised cost are initially measured at fair value plus transaction costs and subsequently at amortised cost using the effective interest method. The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of a financial instrument and allocating the interest income over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset or, when appropriate, a shorter period to the net carrying amount of the financial asset. When calculating the effective interest rate, the company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial asset but does not consider future credit losses. All finance income is recognised in the profit and loss account.

Prior to 1 January 2018, the company classified its financial assets as loans and receivables under IAS 39. Loans and receivables were non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. Such financial assets were initially recognised at fair value plus transaction costs and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Finance revenue was recorded in interest receivable and similar income.

The company classifies its financial liabilities as financial liabilities measured at amortised cost. The classification, which is determined at initial recognition, depends on the purpose for which they were acquired or originated.

Financial liabilities measured at amortised cost are initially recognised at fair value plus transaction costs and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method (see above). Finance costs, including discounts allowed on issue, are recorded in the profit and loss account.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

h. Financial assets and financial liabilities (continued)

(iii) Offsetting financial assets and financial liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is presented in the balance sheet where there is:

- (i) Currently a legally enforceable right to set off the recognised amounts; and
- (ii) Intent to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Where these conditions are not met, financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis on the balance sheet.

i. Current and deferred tax

The tax expense for the year comprises current tax. Tax is recognised in the profit and loss account.

Current tax is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date in the countries where the company operates and generates taxable income.

Deferred tax is recognised in respect of all temporary differences that have originated, but not reversed at the balance sheet date, where transactions or events have occurred by that date that will result in an obligation to pay more tax or a right to pay less tax in the future with the following exceptions:

- (i) Deferred tax assets are recognised only to the extent that the directors consider that it is more likely than not that there will be suitable taxable profits from which future reversal of the underlying temporary differences can be deducted.
- (ii) Deferred tax is measured on an undiscounted basis at the tax rates that are expected to apply in the periods in which temporary differences reverse, based on tax rates and laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

The preparation of financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in these financial statements. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. In the opinion of management, there were no judgements made that had a significant effect on amounts recognised in the financial statements.

4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	Year ended 31 December 2018	Year ended 31 December 2017
	US\$'000	US\$'000
Interest on overnight deposits	664	33
Interest on loans to group undertakings (note 9)	921	1,057
	<u>1,585</u>	<u>1,090</u>

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018****5. ADMINISTRATIVE EXPENSES**

	Year ended 31 December 2018	Year ended 31 December 2017
	US\$'000	US\$'000
Management fees charged by group undertakings (note a)	9,837	9,619
Fees charged by group undertakings for sub-delegated functions (note b)	669,373	-
Fees charged by external parties for sub-delegated functions (note h)	29,359	-
Other expenses	1,410	(42)
Auditors' remuneration - audit services	20	20
	<u>709,999</u>	<u>9,597</u>

- a. Management fees charged by group undertakings relate to operational and administrative support, and management services received from group undertakings.
- b. As a result of the adoption of IFRS 15, the company has prospectively presented revenues and expenses associated with arrangements where it is principal to providing services but ultimately sub-delegates the provision of these services, such as distribution and portfolio management, on a gross basis, resulting in an increase in both turnover and administrative expenses by US\$698.7 million for the year ended 31 December 2018 in comparison to the company's past presentation.

6. STAFF COSTS

As in the prior year, all persons formally assigned to the company's operations are employed by fellow group undertakings. The charges made by these group undertakings for all services provided to the company are included in the management fees charged by group undertakings (see note 5).

7. DIRECTORS' EMOLUMENTS

The table below presents the company's directors' emoluments, which has been borne by group undertakings:

	Year ended 31 December 2018	Year ended 31 December 2017
	US\$'000	US\$'000
Directors:		
Aggregate emoluments	230	161
Company pension contributions to money purchase schemes	2	-
	<u>232</u>	<u>161</u>

In accordance with the Companies Act 2006, directors' emoluments above represent the proportion of total emoluments paid or payable in respect of qualifying services only. This total only includes the value of cash and benefits in kind, and does not include the value of equity awards in accordance with the provisions of Schedule 5 of SI 2008/410. Directors also receive emoluments for non-qualifying services which are not required to be disclosed.

For persons who were directors for some or all of the year, four directors were members of a defined contribution scheme. Five directors have received or are due to receive Group Inc. shares in respect of a long-term incentive scheme during the year. No director has exercised stock options during the year.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018

8. TAX ON PROFIT

	Year ended 31 December 2018	Year ended 31 December 2017
	US\$'000	US\$'000
Current tax:		
U.K. corporation tax	2,774	2,905
Adjustments in respect of prior periods	9	(7)
Total tax on profit	2,783	2,898

The table below presents a reconciliation between tax on profit and the amount calculated by applying the weighted average rate of U.K. corporation tax applicable to the company for the year of 19% (2017: 19.25%) to the profit before taxation.

	Year ended 31 December 2018	Year ended 31 December 2017
	US\$'000	US\$'000
Profit before taxation	14,610	15,150
Profit multiplied by the weighted average rate in the U.K. of 19% (2017: 19.25%)	2,776	2,916
Exchange differences	(2)	(11)
Adjustments in respect of prior periods	9	(7)
Total tax on profit	2,783	2,898

9. DEBTORS

Debtors, all of which are due within one year of the balance sheet date comprise:

	31 December 2018	31 December 2017
	US\$'000	US\$'000
Amounts due from customers	56,428	2,178
Amounts due from group undertakings	31,013	33,055
Other debtors	22	-
	87,463	35,233

Amounts due from group undertakings includes a loan of US\$30.6 million (31 December 2017: US\$25.2 million) advanced by the company to Goldman Sachs International, a fellow group undertaking. The loan is unsecured and carries interest at a variable margin over the U.S. Federal Reserve's federal funds rate. The loan is repayable on demand by the company or 31 July 2063, whichever is earlier. The company has developed and tested an impairment model that complies with the key requirements of IFRS 9. The results calculated by the model were not material and therefore the company has not recorded any credit losses.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018

10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2018		31 December 2017	
	US\$'000		US\$'000	
Amounts due to group undertakings	52,659		6,709	
Group relief payable	7,529		7,024	
Accruals	2,848		-	
Corporation tax payable	113		-	
	<u>63,149</u>		<u>13,733</u>	

11. CALLED UP SHARE CAPITAL

At 31 December 2018 and 31 December 2017 called up share capital comprised:

	31 December 2018		31 December 2017	
	No.	US\$'000	No.	US\$'000
<u>Alotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$1 each	25,000,000	25,000	25,000,000	25,000
		<u>25,000</u>		<u>25,000</u>

12. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

The company had no financial commitments and contingencies outstanding at year end (31 December 2017: US\$nil).

13. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT

The company monitors its capital on an ongoing basis. The company's objective is to be prudently capitalised in terms of the amount and composition of its equity base compared to the company's risk exposures. The appropriate level and composition of its equity capital is determined by multiple factors including the company's current and future regulatory capital requirements, the results of the company's capital planning and other factors such as the business environment and conditions in the financial markets.

During 2018 and 2017, the company was in compliance with the capital requirements set by the FCA.

Tier 1 capital as at 31 December 2018 was US\$68.2 million (31 December 2017: US\$56.4 million).

The company is exposed to financial risk through its financial assets and financial liabilities. Due to the nature of the company's business and the assets and liabilities contained within the company's balance sheet, the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are market risk, credit risk and liquidity risk. The company, as part of a global group, adheres to global risk management policies and procedures.

a. Market risk

Market risk is the risk of loss in the value of the company's financial assets and financial liabilities due to changes in market conditions. Risks are monitored and controlled through strong firmwide oversight and independent control and support functions across the company's business. Relevant market risks for the company are interest rate risk and currency risk.

Interest rate risk results from exposures to changes in level, slope and curvature of yield curves, volatilities of interest rates and credit spreads.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018**13. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT (continued)****a. Market risk (continued)**

Currency risk results from changes in spot prices, forward prices and volatilities in currency rates.

The company manages its interest rate and currency risk as part of the group's risk management policy, by establishing economic hedges as appropriate to the circumstances of the company.

If interest rates had been 50 basis points higher/lower and all other variables were held constant the company's profit for the year ended 31 December 2018 would increase/decrease by US\$0.2 million (2017: US\$0.1 million).

b. Credit risk

Credit risk represents the potential for loss due to the default or deterioration in the credit quality of a counterparty. Credit risk is managed by reviewing the credit quality of counterparties and reviewing, if applicable, the underlying collateral against which the assets are secured. The company's maximum exposure to credit risk is equivalent to the carrying value of its financial assets as at 31 December 2018 and 31 December 2017.

Credit exposures

The company's credit exposures are described further below.

Cash at bank and in hand. Cash at bank and in hand include both interest-bearing and non-interest-bearing deposits. To mitigate the risk of credit loss, the company places substantially all of its deposits with highly-rated banks.

Debtors. The company is exposed to credit risk from its amounts due from customers and amounts due from group undertakings. Fees from investment funds are settled from the AUM of the fund, for which the credit risk is considered minimal.

c. Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the company does not have sufficient cash to make payments to its counterparties as they fall due. The company manages its liquidity risk in accordance with GS Group's comprehensive and conservative set of liquidity and funding policies to address both company specific and broader industry or market liquidity events.

14. FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES**a. Financial assets and financial liabilities by category**

All financial assets are categorised as financial assets measured at amortised cost in the current year and loans and receivables in the prior year. All financial liabilities are categorised as financial liabilities measured at amortised cost in the current and prior years.

b. Fair value of financial assets and financial liabilities not measured a fair value

The company has US\$131.4 million (31 December 2017: US\$70.2 million) of current financial assets and US\$63.0 million (31 December 2017: US\$13.7 million) of current financial liabilities that are not measured at fair value. Given the short-term nature of these instruments, the carrying amounts of the financial assets and financial liabilities on the balance sheet are a reasonable approximation of fair value.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT GLOBAL SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2018**14. FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)****c. Maturity of financial liabilities**

All financial liabilities are due within one month of the balance sheet date.

15. POST BALANCE SHEET EVENTS

On 24 January 2019, the directors approved documents terminating the company's existing management company agreements by the funds. The termination of those agreements took place on 28 February 2019. As a result the company's fund management business activities ceased.

On 23 April 2019, the directors declared an interim dividend of US\$43.2 million to its immediate parent undertaking.

()その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

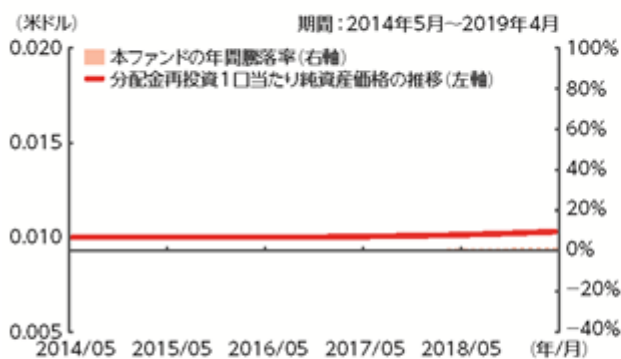
3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

< 訂正前 >

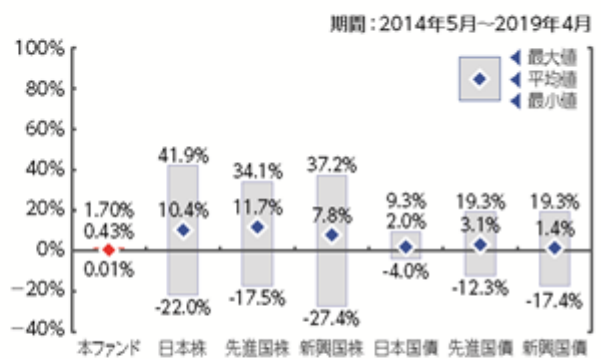
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



●グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

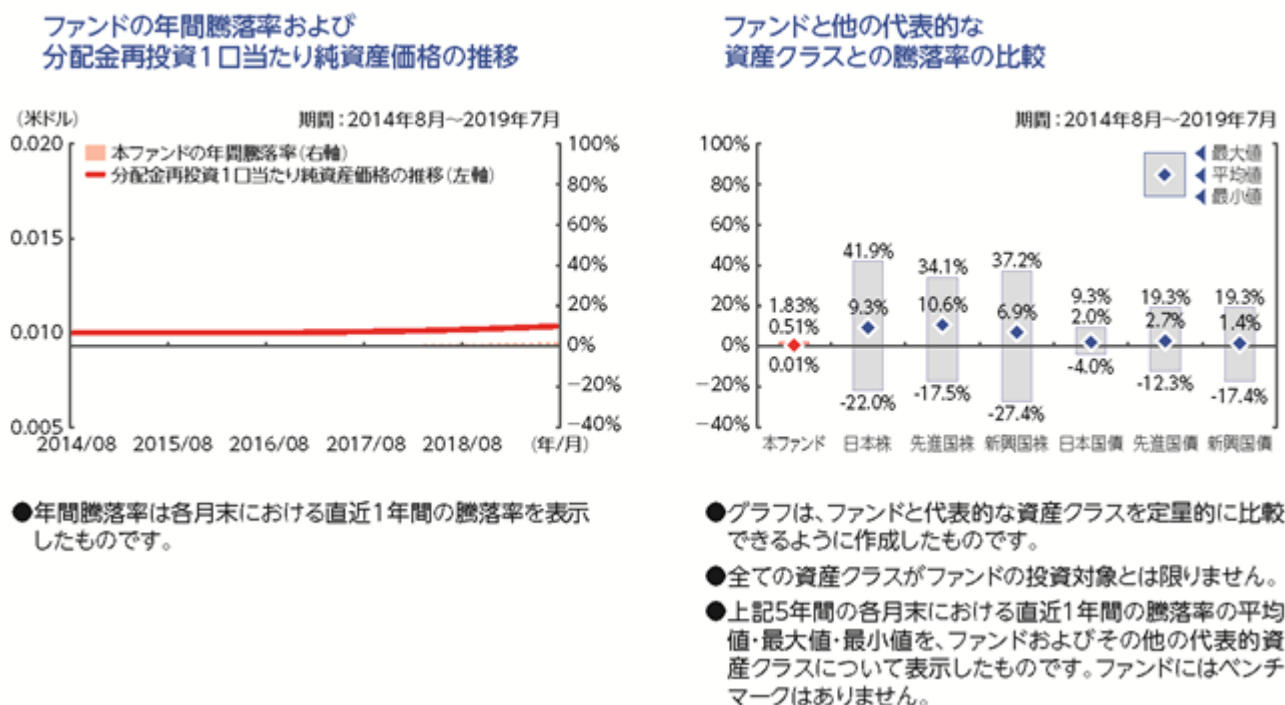
●全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

●上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

(後略)

< 訂正後 >

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。



(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

(A) 日本

< 訂正前 >

2019年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2019年6月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

< 訂正後 >

2019年9月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2019年9月30日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

- (1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
(Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)
(中略)

(ロ) 事業の内容

ファンドの投資顧問会社は、英国EC4A 2BBロンドン市フリート・ストリート133、ピーターボロー・コートに所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年（明治2年）に創立された世界有数の金融グループの一つである。ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年の創立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供している。2018年12月末日現在、投資顧問会社およびその関連会社は、約1兆5,420億米ドルを超える資金の投資顧問、管理者または販売会社として事業を行っている。

(後略)

<訂正後>

- (1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
(Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)
(中略)

(ロ) 事業の内容

ファンドの投資顧問会社は、英国に所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年（明治2年）に創立された世界有数の金融グループの一つである。ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年の創立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供している。2018年12月末日現在、投資顧問会社およびその関連会社は、約1兆5,420億米ドルを超える資金の投資顧問、管理者または販売会社として事業を行っている。

(後略)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドの
メンバー各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドの財務書類
に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・ 2018年12月31日現在の会社の資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した41週間の期間
（以下「期間」という。）における会社の経営成績について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行（財務報告基準第101号「簡易化され
た開示のフレームワーク」を含む英国財務報告評議会が公表した会計基準およびアイルランドの法
律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2014年会社法の規定に準拠して適正に作成されている。

私どもは、取締役報告書および監査済財務書類の中に含まれる財務書類の監査を行った。この財務書
類は以下で構成されている。

- ・ 2018年12月31日現在の貸借対照表、
- ・ 同日に終了した期間における株主資本等変動計算書、ならびに
- ・ 重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記

監査意見の基礎

私どもは、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用
される法律に準拠して監査を実施した。

ISA（アイルランド）のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責
任」のセクションに詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手
したと判断している。

独立性

私どもは、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）の倫理基準を含め、ア
イルランドにおける財務書類監査に関連する倫理要件に準拠して、会社に対して独立性を保持してお
り、また、これらの要件に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

私どもは、I S A（アイルランド）により報告を求められている以下の場合に関して、報告すべき事項はない。

- ・ 取締役が継続企業の前提を使用して財務書類を作成することが適切でない場合
- ・ 財務書類の発行の承認日から少なくとも12ヶ月間において会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性が識別されているにもかかわらず、取締役が財務書類において開示していない場合

しかし、将来の事象や状況をすべて予測することはできないため、この記述は会社の継続企業として存続する能力を保证するものではない。

その他の記載内容に関する報告

その他の記載内容は、取締役報告書および監査済財務書類のうち、財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書以外のすべての情報である。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは、本報告書において明示的に記載されたものを除き、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる形式の保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかな重要な相違または重要な虚偽表示を識別した場合、財務書類の重要な虚偽表示またはその他の記載内容の重要な虚偽表示の有無について結論を下すために手続を実施することが求められている。私どもは、実施した手続に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、これらの責任に基づき、報告すべき事項はない。

取締役報告書に関して、私どもは、2014年会社法によって要求される開示内容が含まれているかについても検討した。

I S A（アイルランド）および2014年会社法により、私どもは、上記の責任および監査の過程において行われた作業に基づき、下記の特定の意見および事項についても報告することが求められている。

- ・ 私どもの意見は、監査の過程において行われた作業に基づいており、2018年12月31日に終了した期間の取締役報告書に含まれる情報は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に準拠して作成されていると判断した。
- ・ 監査の過程で得られた会社およびその環境に関する知識および理解に基づき、私どもは、取締役報告書にいかなる重要な虚偽表示も識別していない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する取締役の責任

3ページおよび4ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている取締役の責任についての記載に詳述のとおり、取締役は、適用される枠組みに従って財務書類を作成し、それが真実かつ公正な概観を与えていることを担保する責任がある。取締役はまた、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制について責任を有している。

財務書類を作成するにあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要に応じて、継続企業に関する事項を開示する責任を有しており、また、取締役に会社の清算もしくは営業中止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私どもの監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に対する私どもの責任の詳細は、IAASAのウェブサイト（https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf）に掲載されている。この記載は、私どもの監査報告書の一部を形成するものである。

本報告書の利用

監査意見を含む本報告書は、2014年会社法第391条に準拠した集団としての会社のメンバーのためのみ作成されるものであり、その他の目的のためではない。私どもは意見を表明するにあたり、事前に書面で明確に同意している場合を除き、その他の目的に対して責任を負わず、本報告書を閲覧するまたは本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2014年会社法に基づくその他の事項に関する意見

- ・ 私どもは、私どもの監査の目的に必要なと考えるすべての情報および説明を入手した。
- ・ 私どもは、会社の会計記録は本財務書類の容易かつ適切な監査を可能にするのに十分な状態であったと考えている。
- ・ 本財務書類は会計記録と一致している。

2014年会社法に基づく例外事項の報告

取締役の報酬および取引

2014年会社法に基づき、私どもは、同法第305条から312条に規定される取締役の報酬および取引に関する開示が行われていなかった場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

ヴィンセント・マクマホン

プライスウォーターハウスクーパースを代表して

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン

2019年4月12日

() 上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of
Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited's financial statements:

- give a true and fair view of the company's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2018 and of its result for the 41 week period (the “period”) then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 101 “Reduced Disclosure Framework”, and Irish law); and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

We have audited the financial statements, included within the Directors' Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Balance Sheet as at 31 December 2018;
- the Statement of Changes in Equity for the period then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (“ISAs (Ireland)”) and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes the IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which ISAs (Ireland) require us to report to you where:

- the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is not appropriate; or
- the directors have not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Directors' Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the Companies Act 2014 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (Ireland) and the Companies Act 2014 require us also to report certain opinions and matters as described below:

- In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Directors' Report for the period ended 31 December 2018 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.
- Based on our knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we have not identify any material misstatements in the Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 3 and 4, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view. The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA's website at: https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with section 391 of the Companies Act 2014 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2014 opinions on other matters

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion the accounting records of the company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.
- The financial statements are in agreement with the accounting records.

Companies Act 2014 exception reporting

Directors' remuneration and transactions

Under the Companies Act 2014 we are required to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by sections 305 to 312 of that Act have not been made. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Vincent MacMahon

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Dublin

12 April 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの
メンバー各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドの財務書類に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・ 2018年12月31日現在の会社の財政状態および同日に終了した年度における会社の利益について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行（財務報告基準第101号「簡易化された開示のフレームワーク」を含む英国の会計基準および適用される法律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

私どもは、年次報告書の中に含まれる財務書類の監査を行った。この財務書類は、2018年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書および株主資本等変動計算書、ならびに重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記により構成されている。

監査意見の基礎

私どもは、国際監査基準（英国）（以下「ISA（英国）」という。）および適用される法律に準拠して監査を実施した。ISA（英国）のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、英国財務報告評議会（以下「FRC」という。）の倫理基準を含め、英国における財務書類監査に関連する倫理要件に準拠して、会社に対して独立性を保持しており、また、これらの要件に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

強調事項 - 継続企業的前提に基づかない財務書類の作成

私どもの監査意見に影響を及ぼすものではないが、その意見の形成にあたり、財務書類に対する注記2において、財務書類が継続企業的前提に基づかずに作成されている理由に関する取締役の説明が記載されていることに留意されたい。

その他の記載内容に関する報告

その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書以外のすべての情報である。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは、本報告書において明示的に記載されたものを除き、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる形式の保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかな重要な相違または重要な虚偽表示を識別した場合、財務書類の重要な虚偽表示またはその他の記載内容の重要な虚偽表示の有無について結論を下すために手続を実施することが求められている。私どもは、実施した手続に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、これらの責任に基づき、報告すべき事項はない。

戦略報告書および取締役報告書に関して、私どもは、2006年英国会社法によって要求される開示内容が含まれているかについても検討した。

ISA（英国）により、私どもは、上記の責任および監査の過程において行われた作業に基づき、下記の特定の意見および事項についても報告することが求められている。

戦略報告書および取締役報告書

私どもの意見は、監査の過程において行われた作業に基づいており、2018年12月31日に終了した年度の戦略報告書および取締役報告書に含まれる情報は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に準拠して作成されていると判断した。

さらに、監査の過程で得られた会社およびその環境に関する知識および理解に照らして、私どもは、戦略報告書および取締役報告書にいかなる重要な虚偽表示も識別しなかった。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する取締役の責任

4ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている取締役の責任についての記載に詳述のとおり、取締役は、適用される枠組みに従って財務書類を作成し、それが真実かつ公正な概観を与えていることを担保する責任がある。取締役はまた、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制について責任を有している。

財務書類を作成するにあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要に応じて、継続企業に関する事項を開示する責任を有しており、また、取締役に会社の清算もしくは営業中止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私どもの監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（英国）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に対する私どもの責任の詳細は、F R Cのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）に掲載されている。この記載は、私どもの監査報告書の一部を形成するものである。

本報告書の利用

監査意見を含む本報告書は、2006年会社法第16編第3章に準拠した集団としての会社のメンバーのためにのみ作成されるものであり、その他の目的のためではない。私どもは意見を表明するにあたり、事前に書面で明確に同意している場合を除き、その他の目的に対して責任を負わず、本報告書を閲覧するまたは本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2006年会社法に基づく例外事項の報告

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- ・ 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが受領していない場合。
- ・ 会社が適切な会計記録を保持していない、または私どもが往査をしていない支店から私どもの監査に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 法律で定められた取締役報酬に関する一定の開示が実施されていない場合。
- ・ 本財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

ニック・モリソン（上級法定監査人）

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して

勅許会計士、法定監査人

ロンドン

2019年4月24日

（ ）上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditors' report to the members of
Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited's financial statements:

- give a true and fair view of the state of the company's affairs as at 31 December 2018 and of its profit for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice (United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 101 "Reduced Disclosure Framework", and applicable law); and
- have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

We have audited the financial statements, included within the Annual Report, which comprise: the Balance Sheet as at 31 December 2018; the Profit and Loss Account, the Statement of Changes in Equity for the year then ended; and the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and applicable law. Our responsibilities under ISAs (UK) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the UK, which includes the FRC's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Emphasis of matter - financial statements prepared on a basis other than going concern

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we draw attention to Note 2 to the financial statements which describes the directors' reasons why the financial statements have been prepared on a basis other than going concern.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Strategic Report and Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the UK Companies Act 2006 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (UK) require us also to report certain opinions and matters as described below.

Strategic Report and Directors' Report

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Strategic Report and Directors' Report for the year ended 31 December 2018 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

In light of the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we did not identify any material misstatements in the Strategic Report and Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of directors' responsibilities set out on page 6, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view. The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2006 exception reporting

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not received all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept by the company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Nick Morrison (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP
Chartered Accountants and Statutory Auditors
London
24 April 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。